Sustainable Design

東京都資源循環·廃棄物処理計画



2016 (平成28) 年3月

● 東京都環境局



計画の愛称「Sustainable Design TOKYO(サステイナブルデザイン東京)」には、持続可能な都市東京を創造するための設計図との意味が込められている。言葉としてサステイナブル デザインは、再生資材利用や環境に配慮することを設計段階から取り入れるという意味で建築やモノづくりの現場に定着している。

また、表紙デザインは、資源循環の環の中で本計画がすくすくと芽が伸びていくイメージを表現している。資源の循環を表すために字を丸く描き、その環の中心に計画の文字を配置することで、資源循環の中心としてこの計画を推進していく意気込みがあることを表現した。TOKYOの各文字の色は、鉱物(赤)、地面(黄色)、自然(緑)、海と空(青)、宇宙(紫)をイメージしている。最下部にはエコマテリアルである木材を横棒で配置した。今回の計画でエコマテリアルから芽が育つことを表している。

「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の策定に当たって

気候変動や天然資源の枯渇など、今、地球環境の危機が進行しています。このような中、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」など、新たに世界が目指すゴールを確実に実現していくことは、現世代を生きる我々一人一人に課せられた大きな使命となっています。

また、我が国においては、少子・超高齢化社会の到来を目前に、最適な資源循環・ 廃棄物処理システムを構築することが必須の課題となっています。

都は、これまでも廃棄物の減量や再使用・再生利用、いわゆる3R施策を中心とする我が国の循環型社会づくりに積極的な役割を果たしてきました。さらに、今後は、資源を大量に消費する世界の大都市として、天然資源の採取の段階にまで配慮した持続可能な資源利用に、積極的に取り組んでいかなくてはなりません。

また、世界一の環境都市にふさわしい、資源循環・廃棄物処理のあるべき姿を示し、 実現していくことで、良好な都市環境を次世代へ引き継いでいく責務があります。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。この大会を見据えるとともに、その後の東京を循環型都市とするためのレガシーになるよう、この計画では重要な施策を掲げています。

都は今後、関係事業者、NGO/NPO、区市町村等と連携し、都民の皆様の御協力を得ながら、この計画に定めた先進的かつ効果的な施策を推進することで、持続可能な社会を築いていきたいと思います。

2016 (平成28) 年3月

東京都知事
が済、ま
ー

(目次)

第1章	資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面している課題
1	資源利用の現状と課題
	(1) 資源制約と環境制約・・・・・・・・・・・1
	(2) 持続可能な資源利用に向けた世界の動向3
	(3) 東京の資源利用と産業構造 · · · · · 5
2	廃棄物処理の現状と課題
	(1) 3 Rの現状と課題・・・・・・・・・・ 7
	(2) 廃棄物の最終処分等の現状と課題9
	(3) 不適正処理等の現状と課題 · · · · · · · · 10
3	今後の東京が直面する課題
	(1) 超高齢化・人口減社会の到来・・・・・・・・・ 11
	(2) 首都直下地震等災害への備え
第2章	計画の基本的考え方
1	2030 年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿
	(1) 持続可能な資源利用への転換・・・・・・・・・・・ 13
	ー地球規模の環境負荷等の低減のために先進国の大都市としての責任を果たすー
	(2) 良好な都市環境の次世代への継承・・・・・・・・ 14
	ー最適化された資源循環・廃棄物処理を目指すー
2	多様な主体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
第3章	計画目標と指標・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
0	目標
©	指標
第4章	主要な施策
1	資源ロスの削減
	(1)食品ロスの削減19
	(2) 使い捨て型ライフスタイルの見直し 21
	(3) 建築物の長寿命化
	(4) 紙資源のロスの削減22
	(5) 家庭ごみの有料化

	2	エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進	
		(1) 建設工事におけるエコマテリアルの利用促進	23
		(2)持続可能な調達の普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	3	廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)	
		(1) 事業系廃棄物のリサイクルルールづくり	27
		(2)区市町村のリサイクルの取組促進	27
		(3) 最終処分場の延命化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
		(4)エネルギー利用の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
		(5) 循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組・・・	29
	4	廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上	
		(1) 有害廃棄物等の適正処理	31
		(2)区市町村への技術的支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
		(3) 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システム構築の促進・	33
		(4) 海ごみ発生抑制等散乱防止・街の美化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
		(5) 古紙持ち去り対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
		(6)生活排水処理対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
		(7)不適正処理の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	5	健全で信頼される静脈ビジネスの発展	
		(1) 第三者評価制度の普及促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
		(2) スーパーエコタウン事業に関する情報発信	38
		(3) 社員教育・研修機会の提供等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
		(4)共同技術研究の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	6	災害廃棄物対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
主要	な施	5策とスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
付属	資料	4	
	1	廃棄物処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抄)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
	3	用語の解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48

東京都資源循環・廃棄物処理計画の位置付け

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物 処理法」という。)第5条の5の規定に基づき策定する計画である。
- 東京都資源循環・廃棄物処理計画は、東京都環境基本計画に掲げる個別分野の 計画であり、主要な施策を示すものである。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京 2020 大会」という。)とその後を見据え、企業、関係団体、自治体等との連携を強化し、東京の活力を力強く維持・発展させていくため、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針(2015 年 3 月策定)を具体化するものである。

計画の期間等

2016 年度から 2020 年度までの 5 年間とする。また、2050 年を見据えた 2030 年のビジョンを示すものである。

第1章 資源利用及び廃棄物処理の現状と都が直面して いる課題

1 資源利用の現状と課題

(1) 資源制約と環境制約

今後、新興国等の経済成長により、世界全体の資源消費量は更に増加する見込みであり、仮に発展途上国が現在の先進国(OECD 諸国)並みに資源を消費するようになると、2050年時点での世界の資源消費量は2倍以上に増加すると推計されている。

ア 資源価格の不安定化等

資源価格は、2000 年代初頭までは比較的安定していたが、2004 年頃から大きく上昇し、その後乱高下するようになった。また、貴金属やレアメタルなどの産出国が限られる資源については、産出国での政情不安や当該資源の輸出制限などにより価格が変動し、これまでも国内の製造業が少なからぬ影響を受けている。

食料資源については、人口爆発により食料消費量が増加する一方、耕作地の限界、気候変動の影響、水産資源の減少等により、今後、食料需給がひっ迫するおそれがある。

イ 環境影響の増大

天然資源の掘削、消費に伴い、世界的に、天然資源の減少に加え、温室効果ガスの排出、生物多様性の損失や森林の減少に代表される環境影響が増大している。 東南アジア等では、パームオイルをはじめとする農作物の生産や木材生産に伴う大規模な土地の改変により、森林の減少や生態系の損失が進行しているが、我が国は多くの木材や木材製品、農産物をこれらの地域から輸入している。

また、金属資源の需要が増える一方、銅などの鉱石の品位低下に伴い、単位当たりの生産に伴うエネルギーや自然環境の改変規模が増加している。

さらに、食料生産に伴う水やエネルギーの大量消費など様々な環境への影響を 与え続けている。

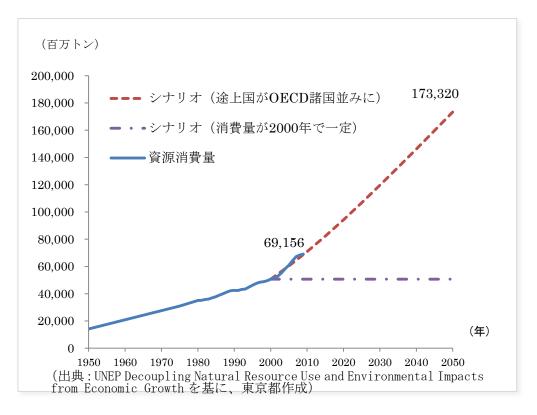
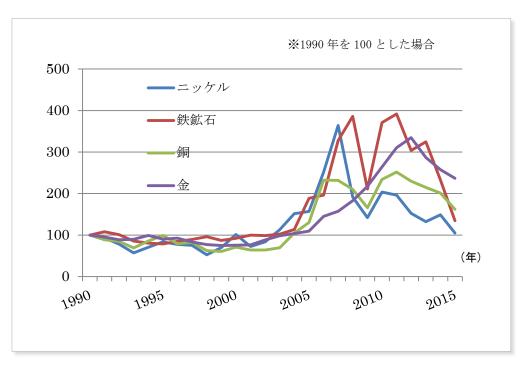


図1 世界の「資源消費量」の推移と今後の見込み



(出典: World Bank Commodity Price Data (The Pink Sheet))

図2 資源価格のトレンド(金属)

(2) 持続可能な資源利用に向けた世界の動向

現在、世界では、サプライ・チェーンを含めた持続可能な資源利用に向けた様々な取組が注目されている。

ア G7エルマウサミット・国連持続可能な開発目標

2015年6月、ドイツのエルマウで開催されたG7サミットの首脳宣言において、「責任あるサプライ・チェーン」、「資源効率性のためのアライアンス」などが主要項目として盛り込まれた。G7諸国には、世界的なサプライ・チェーンにおいて労働者の権利、一定水準の労働条件及び環境保全を促進する重要な役割があること、また、経済成長と雇用だけでなく環境保全のためにも資源効率性が極めて重要であることが述べられている。

同年9月には、国連総会でミレニアム開発目標に代わる 2030 年までの新たな目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、「目標 12」として、「持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられた。そこでは、天然資源の持続可能な管理及び効率的使用、食品ロス・食品廃棄物の削減、持続可能な公共調達などについて先進国が率先して取り組むことがうたわれている。

イ サプライ・チェーンでの取組

持続可能な発展への貢献のためには、資源利用の流れをライフサイクルやサプライ・チェーンで捉える対策を進めることが重要であることから、世界では、資源の利用に伴う社会的責任を果たすための取組が開始されている。

特に、近年、自然環境を国民の生活や企業の経済基盤を支える重要な資本の 1つとして捉える「自然資本」という考え方が注目されている。森林、土壌、 水、大気、生物資源など自然によって形成される資本に対する、サプライ・チェーンを通じた影響を回避していく取組が不可欠であることから、特に調達活動を通じた責任あるサプライ・チェーン管理が重視されてきている。

例えば、CDP フォレスト・プログラムなど、先進企業等を中心に、原材料の 採取等の段階から、対策を進める動きがある。

また、2010年には社会的責任に関する包括的な手引書として ISO 26000 が発行され、重視すべき 7 つの原則(説明責任、透明性、倫理的な行動、ステイクホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重)と 7 つの中核主題(ガバナンス、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者課題、コミュニティへの参画)が示されたほか、持続可能な調達に関する手引きとして ISO 20400 が 2016年中にも発行される見込みである。

【コラム】国連 持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)

我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ(外務省仮訳) (抜粋)

持続可能な開発目標

- 目標1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
- 目標2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
- 目標3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
- 目標4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
- 目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
- 目標6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
- 目標7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
- 目標8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある 人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。
- 目標9 強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
- 目標10 各国内及び各国間の不平等を是正する。
- 目標11 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

目標12 持続可能な生産消費形態を確保する。

- 目標13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
- 目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
- 目標15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
- 目標16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
- 目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

目標 12. 持続可能な生産消費形態を確保する

- 12.1 開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組み (10YFP) を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
- 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
- 12.3 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライ・チェーンにおける食料の損失を減少させる。
- 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適 正な化学物資や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響 を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
- 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
- 12.6 特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取組を導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
- 12.7 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- 12.8 2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
- 12.a 開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
- 12.b 雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
- 12. c 開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。

(3) 東京の資源利用と産業構造

東京は、他地域から供給される資源を多量に消費している。また、企業の本社機能の多くが集積しており、東京は持続可能な資源利用に向けた大きな影響力と責任を有している。

2012 年度時点では、我が国は年間約13.6億トンの天然資源を消費しているが、その6割を輸入に依存している。一方で、一度使用した資源の再生利用(循環的利用)量は約2.4億トンであり、年間に投入される天然資源の約2割にとどまっている。東京の人口は全国の約10%であるが、2012年の都内総支出は国内総支出の約19.4%を占める。

都内の産業構造を見ると、卸売業、小売業、飲食サービス業の割合が多く、卸売業・小売業の年間商品販売額は全国の約3割を占めている。一方、都内にはメーカー等の工場が少なく、都内で利用される製品等の多くは都外で製造されている。また、日本経済の中心である東京には、企業の本社機能の約5割が集積している。

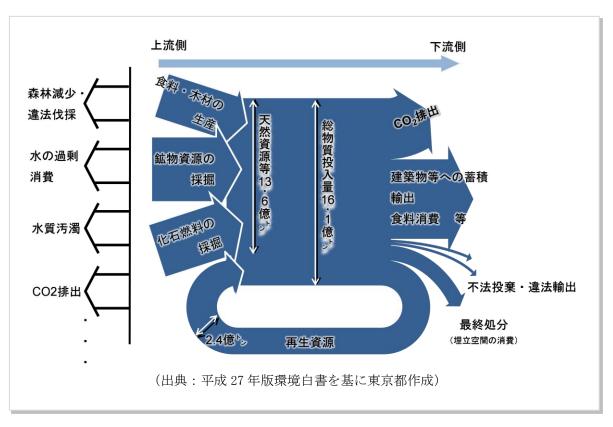
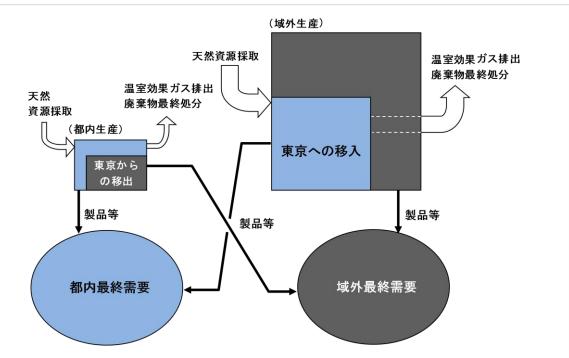


図3 日本の物質フロー(2012年度)



("The Carbon Emissions generated in all that we consume" The Carbon Trust, 2006 を参考に東京都作成)

図4 東京の最終需要

東京は、使用される製品の生産や資源の採取のほとんどが都の域外で行われている。 東京では膨大な量の資源・製品が流入し、消費され、廃棄物として排出されているが、 都内で生じる環境負荷は資源循環全体から生じる環境負荷の一部でしかなく、製品等が都 内に持ち込まれるまでに、大きな環境負荷が生じている。

2 廃棄物処理の現状と課題

(1) 3 Rの現状と課題

(p43 以後参照)

2012 年度の一般廃棄物の総排出量は、約 458 万トンである。家庭ごみ有料化、資源回収等の取組により、一般廃棄物の排出量は 2000 年度(約 548 万トン)比で約 16%減となっている。また、1 人 1 日当たりのごみ排出量は、約 957g/人・日で、ペーパーレス化の進展等により、2000 年度(約 1, 208g/人・日)比で約 21%減となっている。

ア 一般廃棄物の状況

容器包装の軽量化等メーカー側の取組やレジ袋を自主的に有料化する店舗等の取組が一部で実施されているが、容器包装のリデュースは取組に可能性を残している。また、区市町村は、2000年度に完全施行された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。)に基づき、容器包装の分別回収に努めている。

また、2013年4月には使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (平成24年法律第57号。以下「小型家電リサイクル法」という。)が施行され、 都内の多くの区市町村で小型家電の回収を実施している。そのほか、食品循環 資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下「食品リ サイクル法」という。)に基づく食品廃棄物のリサイクル等、排出事業者を中心 とする法令に基づくリサイクルの取組が進められている。

さらに、焼却残さの処理方法として、以前は埋め立てていた焼却灰の再生利用を推進している。区部においてはセメント原料化や溶融スラグ化に取り組んでいる。また、多摩地域においては、エコセメント化や溶融スラグ化を行っている。

イ 産業廃棄物の状況

2012 年度の都内における産業廃棄物の排出量は 2,357 万トンであり、2000 年度比で約6%減となっている。上下水道業を除く排出量 (979 万トン) で見ると、建設廃棄物が817 万トンで83.5%を占めている。また、建設廃棄物のうちでは、汚泥が244 万トン(建設廃棄物の29.8%)、がれき類が477 万トン(同58.3%)となっており、この2種類で建設廃棄物の88.1%である。再生利用量は719 万トンで再生利用率は30.5%である。ただし、含水率の高い汚泥を除くと、再生利用率は84.5%に達している。

産業廃棄物の排出量 2,357 万トンのうち 2,325 万トンは中間処理されるが、都内での中間処理量は 1,700 万トン(中間処理量全体の 73.1%)であり、その

ほかは他県で処理(広域処理)されている。また、上下水道業を除いた中間処理量957万トンについて見ると、都内で中間処理されている量は332万トン(上下水道業を除く中間処理量の34.7%)となっている。

また、都内では、1970年代前後にしゅん工した建築物の建替え、1990年代にしゅん工した建築物の改修その他の都市インフラの更新時期が到来しており、建設廃棄物が引き続き多量に発生することが想定される。また、東京 2020 大会に向けて、競技施設や選手村などの建設が予定されているほか、リニア中央新幹線の新設や地下鉄の延伸なども計画されている。このことから、特に建設泥土、掘削土等の発生量が増大することが想定される。

ウ 事業系廃棄物の状況

都内には、オフィスや商業施設などが多くあり、そこからは、一般廃棄物と 産業廃棄物の両方が排出されており、それらを事業系廃棄物とまとめて呼称する。特に中小規模事業所から排出される事業系廃棄物は、1回の排出量が少ない、保管場所が狭小といった理由などから分別が十分に行われず資源化が進んでいない。大規模事業所からの廃棄物についても、新聞や雑誌、段ボールなど 既に回収ルートがあるもの以外の紙類や廃プラスチック類について、統一したルールがなく、更に資源化できる余地が残されている。

また、小型家電リサイクルや食品リサイクルの取組も更なる推進が求められる。

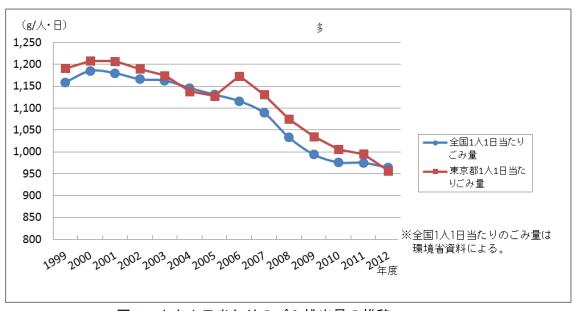


図5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(2) 廃棄物の最終処分等の現状と課題

2012 年度の一般廃棄物の最終処分量は約36万トンで2000年度の約99万トンと比べて、約64%減である。また、産業廃棄物の最終処分量は88万トンで2000年度の232万トンと比べて約62%減である。現在、一般廃棄物・産業廃棄物の最終処分量は、ともにほぼ横ばいで推移している。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における事故の影響により最終処分量が増えた上下水道汚泥等の品目について、依然として震災前と比べてリサイクルが進んでいないものがある。

都内の一般廃棄物の最終処分については、区部では東京都が設置し、管理する中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場を、多摩地域は、25 市 1 町の東京たま広域資源循環組合が設置し管理する二ツ塚処分場や、1 市 2 町 1 村の西秋川衛生組合が設置し管理する御前石処分場等を使用している。多摩地域においては、東京たま広域資源循環組合が焼却灰の全量をエコセメント化、西秋川衛生組合では処分場の掘り起しごみと通常ごみを溶融スラグ化しており、これらの取組によって処分場の大幅な延命化を実現している。また、島しょ地域においては、東京都島嶼(しょ)町村一部事務組合が大島町と八丈町に管理型処分場を設置し、小笠原村は自らの処分場を有しているほか、大島町と利島村に安定型処分場がある。今後、新しい最終処分場を確保することは、都内だけでなく、その周辺においても困難であり、最終処分場の延命化は大きな課題となっている。

また、産業廃棄物の最終処分量 88 万トンのうち、14 万トン(最終処分量の 16.0%)は都内で最終処分されており、それ以外は他県で処理されている。上下 水道業を除いた最終処分量 77 万トンのうち、都内で最終処分されている量は約 5 万トン(同 6.0%)である。

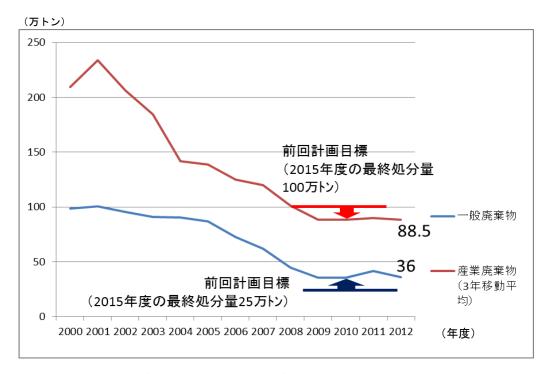


図6 東京都内の一般廃棄物・産業廃棄物最終処分量の推移

(3) 不適正処理等の現状と課題

全国的に新たに発見される大規模な不法投棄の量・件数は減少傾向にあるものの撲滅に至っていない。また、新たな課題も生じている。

関東甲信越、福島及び静岡エリアの都県、政令指定都市及び中核市の32自治体で構成される「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」(通称:産廃スクラム)地域内においても、10トン以上の大規模な不法投棄件数は、2006年度の256件から2013年度では65件と大幅に減少したものの、2014年度で75件とここ数年は横ばいとなっており、いまだ撲滅には至っていない。また、違法な不用品の回収業者等による廃家電等の収集運搬や不適正処分、不法輸出による輸出先国の環境汚染が懸念されている。

さらに、集積所に出された古紙などを、無断で持ち去る行為(持ち去り)がいまだに後を絶たない。また、海ごみの一部は海岸漂着物として都内でも島しょ地域に影響を与えており、世界的にも海洋生態系へのプラスチックごみの影響が懸念されている。

表 1 不法投棄件数及び投棄量の推移(新規判明事案)

	(年・件・万トン)	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
スク	不法投棄件数	256 (0)	128 (0)	124 (0)	124(0)	100 (0)	93 (0)	79 (0)	65 (0)	75 (0)
ラム	不法投棄量	5. 5 (0)	3.8(0)	9. 4 (0)	2. 5 (0)	1.7(0)	2.8(0)	2. 1 (0)	0.9(0)	0.9(0)
全国	不法投棄件数	554	382	308	279	216	192	187	159	165
	不法投棄量	13. 1	10. 2	20. 3	5. 7	6. 2	5. 3	4. 4	2. 9	2. 9

[※]カッコ内は内数で、都内の不法投棄件数・量である。件数は 10 トン以上の大規模なもの

[※]スクラムとは、産廃スクラム32構成自治体内を指す。

3 今後の東京が直面する課題

(1) 超高齢化・人口減社会の到来

東京の人口は 2020 年にピークとなり、その後は減少に向かうと予測されている。人口構成については、年少人口及び生産年齢人口は減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口の割合が増加し、2020 年には東京に住むおおよそ 4 人に 1 人が高齢者となることが見込まれている。特に、2020 年以後は、75 歳以上の高齢者人口は 65 歳以上 75 歳未満の高齢者人口よりも多くなると予測されている。

これに伴い、ごみの排出量等への影響が生じることが予想される。例えば、ご みの排出原単位が比較的大きい単独世帯の割合が増加すると見込まれる。また、 介護を要する高齢者や一人暮らしの高齢者の増加等が想定され、ごみの分別や排 出が困難となる等の事例が増加するおそれがある。

さらに、高齢者の一人暮らし宅の遺品や廃棄物が未処理のまま残置される事例が発生している。遺品整理の際、発生する粗大ごみの処理に対応できる仕組みが必要となっている。

そのほか、国は、できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを 受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指しており、今後、在 宅医療の対象者が増加した場合には、在宅医療廃棄物が増加するおそれがある。

一方、生産年齢人口(15歳以上65歳未満)の減少と高齢化により、廃棄物処理・リサイクルを担う業界や公共施設の運営においても労働力人口の減少と高齢化が深刻化する懸念がある。そのほか、多様な人々が暮らす東京では、東京2020大会を機に、より一層の国際化が進むにつれて、行政情報の発信等において誰にも分かりやすい情報を発信する配慮が必要となることが考えられる。

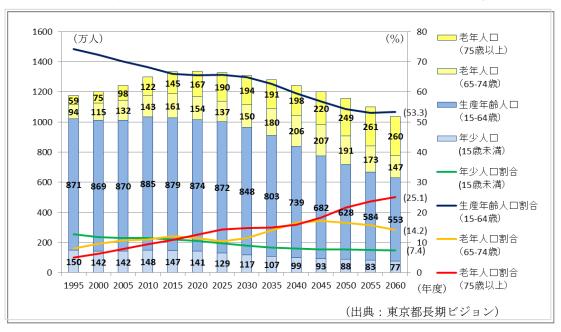


図7 東京都の年齢階級別人口の推移

(2) 首都直下地震等災害への備え

1923年の関東大震災では、約730万㎡のがれきが発生したが、埋立てや低地のかさ上げなどに利用し、数か月で処理を終え、その後の復興へとつながった。

近年、東京都は、2011年の東日本大震災に際し、被災地の早期復興を進めるため、岩手県及び宮城県からの要請に基づき、災害廃棄物の広域処理を支援した。また、2013年10月の台風第26号により発生した大島町における大規模な土石流災害に際し、地方自治法の事務委託を受ける形で、大島町からの要請に基づき、災害廃棄物の島外処理・運搬等の業務を受託し、処理を行った。

これらの経験を踏まえ、今後想定される首都直下地震・南海トラフ巨大地震等に対して、事前に処理体制を整備しておく必要がある。

【コラム】 東日本大震災及び伊豆大島土砂災害における災害廃棄物処理

2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分に発生した東日本大震災では、死者約 1 万 8 千人及び行方不明者約 3 千人、建物被害が全壊、半壊及び一部損壊を合わせて約 116 万戸という大規模な被害があった。

また、この地震や大規模な津波によって発生した災害廃棄物は、岩手県で通常の約9年分、 宮城県で通常の約14年分に相当する、合計約1,500万トンに達した。こうした大規模な被害 を受けた被災地では、街中にがれきが散乱し、復旧・復興のためには、この膨大な災害廃棄 物の迅速な撤去及び処理が急務になっていた。

そのため、岩手県及び宮城県の災害廃棄物のうち、被災地で処理できないものを両県からの要請を受け、被災地から都内まで運搬し、都内自治体や民間事業者と協力して受入処理を行った。東日本大震災から約3年後の2014年3月末をもって、両県の災害廃棄物の処理は終了した。

また、2013年10月16日の台風第26号による大島町の土砂災害では、大島町の処理能力をはるかに超える災害廃棄物が発生したが、その処理を約1年で終えた。



東日本大震災廃棄物 (女川町仮置場の様子)



大島町災害廃棄物 (二次仮置場の様子)

第2章 計画の基本的考え方

1 2030年に向けて東京の資源循環・廃棄物処理が目指すべき姿

本計画と同時期に改定された東京都環境基本計画においては、東京 2020 大会とその後を見据え、「世界一の環境先進都市・東京」の実現を目標に掲げている。

東京都資源循環・廃棄物処理計画においても、東京都環境基本計画で掲げる理念を踏まえ、おおむね 2030 年を目途に、次の基本的考え方に基づく取組を進めるとともに、東京 2020 大会を通じて都民・事業者・行政の先進的な取組を発信し、広く社会に定着させる契機としていく。

「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への継承」

2030 年に実現する姿として、ライフサイクル全体を視野に入れた「**持続可能な資源 利用への転換**」と「**良好な都市環境の次世代への継承**」を目指していく。

(1) 持続可能な資源利用への転換

―地球規模の環境負荷等の低減のために先進国の大都市としての責任を果たす―

世界が直面している資源制約・環境制約の下で、東京がその経済活力を維持・発展させていくためには、天然資源消費量の削減を進める必要がある。また、資源の大量消費に伴い、国内他地域や海外で生じる環境負荷や社会にもたらされる負の影響を低減させるため、先進国の大都市としての責任を果たしていく必要がある。

2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、目標12として、「持続可能な生産消費形態を確保する」が掲げられた。都は、2030年に向けて、次のような「持続可能な生産消費形態を確保する」姿を目指して取り組んでいく。

- 資源ロス削減と循環的利用の推進により、資源効率が高まり、資源の利用が使い捨て型から循環型に転換している。また、そのための制度が構築されている。
- ストックの価値が重視され、ものを長く大切にする社会が実現している。
- 低炭素・自然共生・循環型の製品やサービス(※)が積極的に選択され、製造・ 供給されるようになっている。これにより、ライフサイクル全体を通じて負の 影響が低減されている。
- 特に、再生資源を積極的に利用していく責任が認識され、都市の中に蓄積され た資源の循環的利用が大きく前進している。
 - ※ 低炭素・自然共生・循環型の製品やサービスとは、カーボンフットプリント(製品の一生(原料調達から廃棄・リサイクルまで)に排出される CO2 の量)が小さいこと、「自然共生」とは原材料の調達等の段階で生態系への影響が小さいことをいう。また、「循環型」とは、省資源(原材料使用合理化、長寿命、修理容易等)、再生品・再生資源の利用、再使用・再生利用容易性等をいう。

(2) 良好な都市環境の次世代への継承

―最適化された資源循環・廃棄物処理を目指す―

将来にわたって東京の都市環境を良好な状態で維持していくためには、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に不可欠な資源循環・廃棄物処理が将来にわたって、適切に行われていく必要がある。そのため、次のような循環的利用・廃棄物処理のシステムを目指していく。

- 適正かつ確実な廃棄物処理を継続させるために必要不可欠なインフラである最 終処分場をできる限り長期間使用している。
- 廃棄物の分別、保管、収集、運搬、処分等が適正に行われ、地域の生活・自然 環境に重大な影響を及ぼす不適正処理が排除されている。
- 環境負荷と社会的費用を考慮した最適な循環的利用・廃棄物処理システム(※) が確立されている。
- 超高齢化社会にあっても人々が参加しやすい適切な廃棄物処理サービスが提供されている。
- 災害発生後、復旧復興に資する迅速かつ適正な災害廃棄物処理が行われる。

※ 最適な循環的利用・廃棄物処理システム

廃棄物の循環的利用と適正処理を進めるに当たっては、例えばリサイクルの推進によりエネルギー消費量やコストが増大することも十分に考慮する必要がある。

循環的利用・廃棄物処理システムを持続可能なものとして次世代に引き継いでいくためには、天然資源消費量の抑制や温室効果ガス排出量の削減など環境負荷の低減はもちろん、経済合理性やエネルギー効率も考慮した、最適なシステムを構築していく必要がある。

そのためには、主に、次のような視点で取り組んでいく。

- ・ 循環的利用・廃棄物処理システム全体の経済的効率性の向上や省エネルギーの 促進に努める。
- ・ 排出者の協力を得やすい、効率的な収集運搬や処理を可能とする制度の合理化 とその運用の見直しを図る。
- ・ 埋立処分に依存せず、廃棄物等をエネルギー資源としても最大限有効活用し、 温室効果ガス排出量の削減等に一層寄与していく。
- ・ 技術革新を踏まえつつ、最適な技術を活用していく。

2 多様な主体との連携

計画の推進に当たっては、多様な主体との連携が不可欠である。東京都は、コーディネート役として、持続可能な資源利用、資源循環と適正処理に係る全ての主体と協働して、より効果的に計画を推進していく。

〇先進的な企業等との連携

「持続可能な資源利用」を進めるモデル事業を実施し、そこで得られた知見を 多くの事業者(発注者を含む。)に広めていくとともに、先進的な取組を行う企 業等と連携して新たな仕組みを構築していく。

2015年度に実施したモデル事業の成果を広く発信し、定着を図る。

〇静脈ビジネスとの連携

循環的利用・廃棄物処理を担う廃棄物処理業者、再生資源の回収業者、広域認 定等を受けてリサイクルを行う事業者との連携が不可欠である。

こうした事業者は資源の循環的利用と廃棄物の適正処理を進める上で重要な 役割を担っており、東京都は、優良な産業廃棄物処理業者を認定する「東京にお ける産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制 度(第三者評価制度)」の充実を図るとともに、スーパーエコタウン事業者や関 係する業界団体とも連携協力し、静脈ビジネスの更なる発展を支援していく。

また、災害時の支援体制構築に向けて、関係業界の協力を得ていく。

○都民・NGO/NPO との連携

都民や NGO/NPO との連携を更に強化し、「持続可能な資源利用」に向けた行動を根付かせていくため、メディアを戦略的に活用し、広報対象を絞り込んで的確な媒体を集中的に利用するなど、都民のライフスタイルの転換を促す機運を高めていくよう普及啓発を進めていく。

また、NGO/NPO の草の根の活動を通じた経験に基づく情報を都が発信していくなど効果的な協働と連携を進めていく。

さらに、消費者教育、学校教育そのほかの環境教育との連携を進めていく必要がある。

〇区市町村との連携

資源循環分野においては区市町村の一般廃棄物行政との関係が特に重要であることから、これまで以上に連携して推進を図る必要のある取組については、一定の目的意識を共有し、相互の役割の認識・尊重を基礎として、対等な関係の下に連携して行動していく関係を構築する。

2015 年3月に設置した区市町村と東京都との共同検討会の場等を通じて検討を進め、連携して取組を推進していく。

また、一般廃棄物処理に関する広域的連携やリサイクルの促進、廃棄物発電に関する技術的助言を行うなど、循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けて、東京都は積極的に区市町村をリードしていく。あわせて、事業系廃棄物に関しては、東京都の所管する産業廃棄物行政と区市町村の所管する一般廃棄物行政との連携を図っていく。

〇九都県市首脳会議の活動や関東他自治体との広域的連携

九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。以下同じ。)廃棄物問題検討委員会における、3R 推進月間の10月を中心とする3Rの普及促進キャンペーン等、首都圏自治体同士の連携協力を重視していく。

また、許認可に関する連携など、九都県市における産業廃棄物行政の共通の課題に対する取組を推進していく。

さらに、関東甲信越、福島及び静岡エリアの都県、政令指定都市及び中核市の 32 自治体で構成される「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」(通称:産 廃スクラム)を通じて、産業廃棄物の広域移動に伴う不適正処理の未然防止に向 けた監視等を引き続き実施していく。

東京都は、全国の自治体とのネットワーク活動に参画し情報共有や発信に寄与する。

〇国との連携

国の各省と連携していくとともに、持続可能な資源利用を目指した資源循環・ 廃棄物処理システムを実現するための合理的な制度について提言していく。

〇海外諸都市との連携

海外諸都市との交流を通じ、「持続可能な資源利用」の先駆的取組を行う諸都市と相互に知見や経験を共有していく。

また、現在、東京都が保有し、又は蓄積している 技術や知識について海外に向けて積極的に情報発 信・情報提供するなど、国際協力を推進していく。

さらに、これまでのオリンピック・パラリンピック競技大会の取組事例を参考にして、大会のみならず、東京都の資源循環施策の構築に反映させていく。



多都市間実務研修のほか、北京、 ヤンゴン、ウランバートルとの交 流など、延べ105か国、1,637名 の見学者を受け入れている。

(2011 から 2014 年度実績)

写真 2 多都市間実務研修の様子

第3章 計画目標と指標

◎目標

第2章で述べた「持続可能な資源利用への転換」と「良好な都市環境の次世代への 継承」を目指して、施策を体系的に進めていくための定量的・定性的な目標として、 次のようなものを掲げる。

計画目標1 資源ロスの削減

食品ロスをはじめとする資源ロスの削減を進める。

計画目標2 「持続可能な調達」の普及

・低炭素・自然共生・循環型の資源の選択を促進し、持続可能な調達・購入を都内 の事業活動や消費行動に定着させる。

計画目標3 循環的利用の推進と最終処分量の削減

- 一般廃棄物の再生利用率
 - 2020年度 27%
 - 2030 年度 37%
- ・最終処分量を着実に削減し、処分場の更なる延命化を図る。
- 最終処分量(一般廃棄物・産業廃棄物計)
 - 2020 年度 2012 年度比 14%削減 (最終処分率 3.7%)
 - 2030 年度 2012 年度比 25%削減 (最終処分率 3.3%)

計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進

- 都内から排出された産業廃棄物の不法投棄等を防止し、適正処理の徹底を図る
- 優良な処理業者が市場で評価され、優位に立つことのできる環境を醸成する。
- ・廃棄物の効率的な収集運搬及び処理を推進する。

計画目標5 災害廃棄物の処理体制

・災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築する。

◎指標

そのほか、第4章で述べる「主要な施策」を推進するに当たって、「数値目標は掲げないが、計画期間のうちに把握していくべき指標」を示していく。その際、国連の持続可能な開発目標の動向を踏まえる必要がある。

- 〇 資源ロスに関する指標
 - ・都民1人当たり食品ロス量
 - ・都民1人1日当たりごみ排出量
- 〇 適正処理に関する指標
 - 第三者評価制度認定結果を基に処理業者を選んでいる排出事業者の割合
 - ・不法投棄等不適正処理の未然防止に係る指標(産廃スクラム 32 内の不法投棄件数)
- 〇 エネルギー利用に関する指標
 - ・都内全清掃工場における廃棄物発電の実績

東京都資源循環・廃棄物処理計画 計画目標数値内訳

(万トン)

					(カトン)
(年度)		2012(ベースライン)	2013(参考)	2020 目標	2030 目標
	排出量			△5%(2012 年度比)	△10%(2012 年度比)
_	沙山里	458.4	457.2	435	413
般		再生利用率	再生利用率	再生利用率 27%	再生利用率 37%
廃	再生利用量	23%	23%	丹王利用平 27% 117	再至利用率 37% 153
棄		106.5	106.9	117	133
物	最終処分量	35.8	35.5	32	21
産	排出量	2,356.6	2,459.2	2,400	2,400
業		再生利用率	再生利用率	再生利用率 35%	再生利用率 35%
廃	再生利用量	31%	35%	850	850
棄		719.4	869.4	830	830
物	最終処分量	87.7	74.7	75	72
				△14%(2012 年度比)	△25%(2012 年度比)
最	終処分量計	123.5	110.2	107	93
最終処分率		(4.4%)	(3.8%)	(3.7%)	(3.3%)

※網掛けは、計画目標3に掲げた数値

※参考:前回計画目標:2015年度の最終処分量を2007年度比30%減(125万トン)。

内訳:一般廃棄物 25 万トン、産業廃棄物 100 万トン

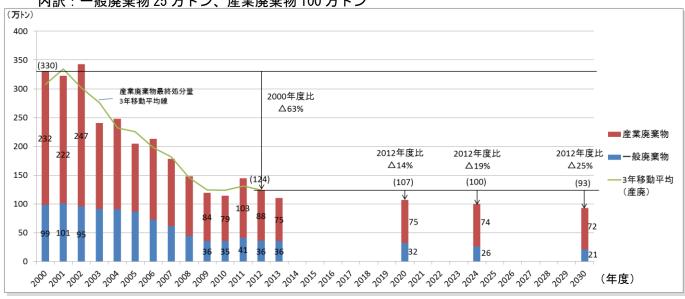


図8 最終処分量の推移と目標

第4章 主要な施策

第3章で示した目標の達成を目指し、次の6つを施策の柱として定め、各施策を実施していく。

1 資源ロスの削減

資源ロスを削減し、資源効率を大きく高めていくためには、貴重な食料を無駄にしないこと、過剰な容器包装や使い捨て型の資源消費を回避すること(メンテナンスや 修理がしやすい製品、長寿命型製品の開発・選択等を含む。)などが必要である。

(1)食品ロスの削減

食品ロスの削減は、可燃ごみ中で大きな比率を占める食品廃棄物の発生抑制という観点にとどまらず、東京が先進国の大都市として、国連の持続可能な開発目標に貢献する責任を果たしていく観点からも重要である。

そのため、持続可能な社会の構築に向けた先進的な取組を行うモデル事業の成果を都民・事業者に広く普及、拡大させることにより、東京の持続的な発展につながる意義のある取組としていく。

東京都は、品質に問題がないのに様々な理由で廃棄されてしまう食品を支援を 必要とする人たちに届けるフードバンク団体や、食品を提供する企業と積極的に 連携し、フードバンク活動の促進を図る。

また、引き続き外食事業者と連携した、小盛り、少人数用メニュー等の食べきりを推奨する取組の支援や流通段階の商慣習等による食品ロスの削減、家庭、店舗等における消費期限前の食材を効果的に消費する取組等について、先駆的企業、九都県市、区市町村、NGO/NPO等と連携しながら推進していく。

さらに、家庭での食べ残しや使用されずに廃棄される食品の削減、学校給食や 社員食堂での取組の工夫、非常用備蓄食品の廃棄処分回避など、幅広く食品ロス 削減に向けた取組に関する普及啓発を行っていく。

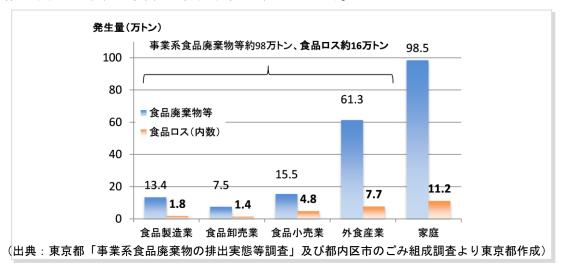


図9 都の食品ロス発生量推計(2012年度)

【コラム】 世界に広がる食品ロス削減に向けた取組

■FAO-UNEP の取組

国連食糧農業機関 (FAO)、国連環境計画 (UNEP) 等は、2013 年から Think-Eat-Save キャンペーンを展開している。「70 億人の人口を抱え、2050 年には 90 億人に増加するこの世界で、食料を無駄にすることは、経済的にも、環境面からも、そして倫理上も理にそぐわない。」(シュタイナーUNEP 事務局長)

(P. 200 - 10. MEM 1991).

UNEP · FAO

■香港の取組

香港では、ショッピングモールやホテル、NGOなど、381団体と食品ロス削減に向けた協定を締結し、キャンペーンや業種別の取組事例集の作成などにより効果を上げている。





ユニークなキャラクターを使った キャンペーン(香港政府資料)

業種別の食品ロス削減 取組事例集(香港政府資料)



■EUの取組

EU は、2014 年を「反フードロス年」とし、この問題を深刻な問題と受け止めている。2015 年 12 月に発表された「循環経済へのアクションプラン」では、持続可能な開発目標(SDGs)の目標達成に向けて努力することが盛り込まれた。

■フランスの取組

フランスは、世界で初めて延床面積 400 m²以上の大規模スーパーマーケットが期限切れの売れ残りの食品を廃棄することを禁止し、慈善団体やフードバンクに寄付することを義務付けた。

「持続可能な資源利用」に向けた食品ロス対策モデル事業※ 2015 年度

※ 東京都は、2015 (平成 27) 年度より、資源ロスの削減の促進、エコマテリアルの利用の促進及び廃棄物 の循環利用の更なる促進の施策に即した取組を進めるために、事業者等と共同で先行的な取組をモデル事 業として実施しています。

提案者: フードロス・チャレンジ・プロジェクト http://foodlosschallenge.com/内容:

- ① 冷蔵庫に余った食材をおいしく変身させる「サルベージ・パーティ」
- ② 食材になりきってフードロス鬼から逃げ、フードロスが発生する仕組みを体感するゲーム「もったいない鬼ごっこ」
- ③ 非常食がシェフの手でごちそうに変身。ローリングストック法を活用した自分にあった非常食をみつける「ごちそうとぼうさい」
- ④ お買い物の場での啓発活動 消費期限等が近い商品を食べること等を通じてフードロス 問題を啓発する企画「つれてって!それ、フードレスキュー」
- ⑤ フードロス問題を学ぶ「フードロス・チャレンジ・フェス」 の開催や WEB 作成等
- ⇒ 2015 年度は、イベント開催等を通して、市民等に対して食品 ロス問題を広く周知するとともに、食品ロス削減に取り組む区市 町村、企業等との連携を強化した。東京都の今後の食品ロス対策 の展開に生かしていく。



フードロスレスキュー キャラクター 「食べ物妖精 つれてって」

(2) 使い捨て型ライフスタイルの見直し

持続可能な資源利用を推進するためには、再使用や長期使用を考慮した消費行 動などを通じて、身近なところから使い捨て型のライフスタイルを見直していく ことが重要である。

そのため、周辺自治体と連携して容器包装廃棄物の削減に取り組むとともに、 都内で行われる大規模イベント時にリユース容器の使用等を促す「ガイドライン」 を作成するなどにより、区市町村や事業者と協力して使い捨て型製品の使用を抑 制していく。

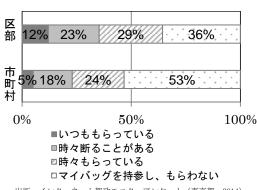
また、都内の全区市町村、販売事業者団体等、NGO/NPO とのネットワーク (協 議会等)を構築し、レジ袋の有料化など具体的な取組に関する協定の締結やモデ ル事業の実施などを通じて協働していく。これらにより、使い捨て型ライフスタ イルの見直しや資源ロスを生まない流通に資する取組を推進していく。

さらに、リデュースやリユースの取組などにより、都民のライフスタイルの転 換を促す機運を高めるよう、情報発信メディアを充実させ、効果的な広報・普及 に取り組んでいく。

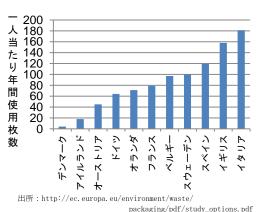
レジ袋削減の取組 【コラム】

東京都のレジ袋の使用実態

レジ袋をもらっていますか?



欧州各国のレジ袋の使用量



出所: インターネット都政モニターアンケート (東京都, 2014)

■海外におけるレジ袋削減対策

- ・2014 年、EU 指令は、レジ袋の 1 人当たり年間使用枚数を 2025 年までに 40 枚に削減 するための措置を加盟国に義務付け。削減に向けた手法は、課税、有料化義務付け、自主的 取組など、加盟国によって様々である。
- ・アメリカでは、サンフランシスコ、ワシントン、シカゴ、ロサンゼルス、ハワイ全市、ア リゾナ州などが条例でレジ袋の配布禁止や有料化を規定。ニューヨーク市においても検討中
- 韓国は「資源の節約と再活用の促進に関する法律」(1994年)に基づき、1996年2月からデ パート、大手販売店等でのビニール袋、買い物袋の使用の抑制が規定されている。中国は、2008 年にレジ袋の無償配布を禁止した。

■東京都におけるレジ袋削減対策

・大手のスーパーマーケットでは自主的にレジ袋の有料化等による削減に取り組んでいる。





写真3 レジ袋を活用したアートな服飾雑貨の例 oretela

(3) 建築物の長寿命化

東京都はこれまで、一定規模の建築物の新築・増築に際して、「建築物環境計画書制度」や「マンション環境性能表示」の中で建物の長寿命化について評価する仕組み等を通じて、建物の長寿命化に取り組んできている。

今後も、都市に蓄積される建築物などのストックを長く大切に使用する「ストック型社会」への移行を促進していく。

(4) 紙資源のロスの削減

2013年の日本の国民一人当たりの紙・板紙消費量は214.6 kg (A4判コピー用紙を積み上げて約5m分のイメージ)と依然世界でもトップクラスの水準にある。可燃ごみには依然として3割程度の紙が含まれていると推計される。

そのため、事業系一般廃棄物を削減する観点からも、紙資源の利用の仕方に関する意識啓発が必要である。また、チラシ、ダイレクトメール等の発生抑制を促すなど、森林資源から作られる紙の発生抑制等に関する意識啓発を行っていく。

(5) 家庭ごみの有料化

現在、都内では、22市4町の自治体が家庭ごみを有料化している。

家庭から排出される一般廃棄物の有料化は、なるべくごみになるものを買わないようにする、製品を長期間使うなどの発生抑制策を促し、資源回収に出すインセンティブとなる(排出抑制)ほか、3Rに取り組む人と取り組まない人の不公平感の解消などの意義がある。

そのため、東京都は、引き続き、家庭ごみ有料化未実施の区市町村に対し、ごみ減量に有効な手法の一つとして、家庭ごみ有料化に向けた議論を促していく。

2 エコマテリアルの利用と持続可能な調達の普及の促進

天然資源の採取に伴う環境負荷を最小化し、持続可能な資源利用を進めるためには、低炭素・自然共生・循環型の建築資材、物品等を利用し、持続可能な資源利用を推進することが必要である。

(1) 建設工事におけるエコマテリアルの利用促進

持続可能な資源利用を進めていくためには、環境分野の視点から持続可能な調達を促進し、特に次の品目を含むエコマテリアルの利用を拡大させていくことが重要である。これらの取組に発注者をはじめとする関連事業者や都民の理解が得られるよう取り組んでいく。

ア 持続可能な木材利用

我が国では、木材の7割を輸入しているが、マレーシアやインドネシアなどでは、パームオイルをはじめとする農業生産や木材生産のために、森林減少や生態系の損失が生じており世界的な課題になっている。

一方、我が国は、国土の約3分の2が森林に覆われた世界有数の森林国であるが、国内の森林資源は利用されないことにより間伐等の森林整備が行き届かず、多面的機能が損なわれる事態に陥っている。

また、森林の価値を高めるなどの効果や木造・木質化による我が国の木の文化の継承等に資することができるため、特に国内の人工林から作られる多摩産材などの木材は、再生可能な範囲で利用を促進する必要がある。

そのため、東京では、建設工事等に伴う型枠用合板の消費が多いことから、 国産材や森林認証木材の利用を促進し、違法伐採木材・非持続可能な木材の排 除を進めていく。

また、多摩産材など国内の人工林から得られる木材の利用についても、庁内の関係部局等と協力して更に普及促進を図る。

イ 再生資材等の利用促進

東京都は、建設副産物対策を総合的かつ計画的に行うため、「東京都建設リサイクル推進計画」及び「東京都建設リサイクルガイドライン」を策定している。その中で、再資源化の目標や先進的な活用事例を示すことにより、コンクリート塊、建設泥土等の建設副産物の再生利用を促進し、再生資材が建設資源として積極的に選ばれる資源循環を促進する。

ア) 再生砕石・再生骨材コンクリートの利用促進

都内では高度経済成長期に建築された建物やインフラが更新時期を迎えている。それに伴って生じるコンクリート塊は、これまでは主に再生砕石として道路の路盤材等に利用されてきたが、再生資材としての利用量を上回る大量のコンクリート塊が発生することで、需給ギャップが生じかねない。

庁内の関係部局が連携して、再生骨材コンクリート等の利用拡大に取り組んでいるが、更にこの取組を広げていく。

(1) 建設泥土改良土の利用促進

今後、首都圏では、シールド工法によるトンネル工事や杭打ち工事に伴い、 大量の建設泥土の発生が見込まれている。一方で、建設泥土改良土は産業廃棄 物由来という理由で発注者に敬遠されるなど、利用が進んでいない実態がある。 しかしながら、国際的に廃棄物の海洋投入処分が禁止される流れの中で、建設 泥土の海洋投入処分も見直される動きがある。

2015 年度のモデル事業の成果を踏まえ、適切な用途及び用途に見合った品質が担保される場合には、品質管理された建設泥土改良土を中間処理が終了した段階で「廃棄物」としての扱いを終了(卒業)させるとともに、工事発注者をはじめとした関係者に利用を促していく。

そのほか、広域的な工事間利用を推進するルールづくりや不適正事案に対する取締りなどの規制に取り組む。

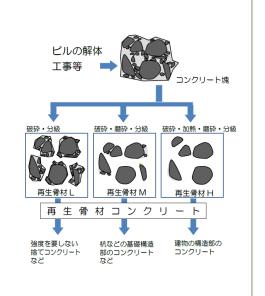
東京産のエコマテリアルであるエコセメントを使用した、コンクリート製品の一層の利用促進に取り組む。

【コラム】再生骨材コンクリートとは

再生骨材コンクリートとは、解体工事等から生じた コンクリート塊から製造した再生骨材を使用したコ ンクリートのこと。

JIS 規格として、L、M、Hの3種類の規格があり、 それぞれ適した用途に使用される。

コンクリート塊から製造された再生砕石を路盤材に利用するだけでなく、再生骨材をコンクリートとして建設資材利用できる再生骨材コンクリートというより高度なリサイクルにも取り組んでいく必要がある。



建築工事における国産合板材型枠の実用性・持続可能性検証モデル事業 2015 年度

提案者: 鹿島建設株式会社

内容:都内の現場において、国産材型枠合板の物性の整理、実用性評価の実施、

持続可能性の調査など

⇒ 国産材型枠合板を都内建設工事で使用して南洋材との比較検証を行い、実用に当たり十分な性能を有していることを確認した。また、木材調達管理に関して環境NGO等の協力の下、合法性や持続可能性を確保するための課題を整理した。

この成果を生かして、合法性や持続可能性が確保された型枠用合板の普及を図るために、建設工事等における調達管理手法を検討していく。



建設現場



型枠組立状況



国産材型枠用合板

建築工事における建設汚泥改良土の利用促進モデル事業 2015 年度

提案者:一般社団法人 日本建設業連合会

内 容: 不特定多数の現場において発生した建設泥土(建設汚泥)から製造した建設泥土改良土の品質管理を徹底し、無償で建築現場に提供するスキームを構築することで、 建設泥土改良土の利用促進を図る。

⇒ 競合する建設発生土と比較しても、異物が少なく、埋戻し後の地盤改良が不要で工期短縮 に寄与するなどの優位性を挙げた声が寄せられ利用拡大の可能性を見いだすことができた。

一方で、発注者や受注者の認知度は依然として低く、廃棄物由来のマイナスイメージを払 拭しきれていないことなど、課題も浮き彫りになった。

今後、本モデル事業で得た知見を基に、今後大量発生が見込まれる建設泥土の再生利用の 促進策を検討していく。



建設泥土改良土



建設泥土改良土 (拡大)

(2) 持続可能な調達の普及促進

大企業では持続可能な調達に係る取組が始まっている。中小企業はグローバルなサプライ・チェーンの中で上流の情報を得にくいが、持続可能な調達に関する 更なる普及促進のためには、中小企業の取組が不可欠である。

東京 2020 大会を契機に、「持続可能な生産消費形態を確保する」姿勢をを広く都内の事業活動や消費行動に普及させるよう、行政機関や中小企業を含む企業等の調達における「持続可能な調達」を定着させていく。とりわけ、「持続可能な調達」に関する情報を分かりやすく発信することで、中小企業の参加を促し、再生資源の利用にとどまらず、低炭素で自然共生に配慮した循環型の資源の調達を推進する。

また、消費段階において、持続可能性に配慮した製品等の選択が可能となるようエコラベルの普及などに取り組んでいく。

【コラム】 森林の保全

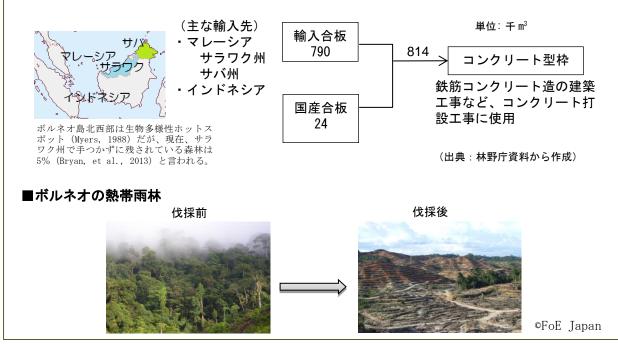
■森林に関するニューヨーク宣言

2014年9月に、ニューヨークの国連本部において開催された国連気候サミットにおいて、森林分野については、気候変動対策における森林の重要性を確認し、行動を加速化するための目標が記された「森林に関するニューヨーク宣言」と、自主的な努力の目安となる「行動指針」の発表が行われ、我が国をはじめとする32か国、20地方自治体、40企業、16先住民団体、49NGO等が宣言及び取組に参加した。

世界の自然林の減少を 2020 年までに半減することや 2030 年までにゼロとすることを目標としている。日本政府も署名している。目標に拘束力はないが、2015 年 12 月に開催された COP21 でも森林保全の重要性が確認された。

■コンクリート型枠用合板の流れ(全国、2013年)

我が国は、森林減少の著しい東南アジア地域等から多くの木材を輸入しており、特にコンクリート型枠用合板の97%はマレーシア及びインドネシアから輸入されたラワンの合板である。その中には違法伐採リスクが高いものが多いとの指摘がある。



3 廃棄物の循環的利用の更なる促進(高度化・効率化)

依然として最終処分されている廃棄物には、更なる再生利用が可能な資源が含まれており、循環的利用を更に促進していく。

(1) 事業系廃棄物のリサイクルルールづくり

オフィスビル、商業ビル等から排出される事業系廃棄物の3Rを推進するには、 排出事業者によるプラスチックや雑紙のリサイクルなど更なる取組が求められ る。そのため、東京都と区市町村が連携し、リサイクルと適正処理の両面を考慮 するとともに、コストや利便性、現場実態に十分配慮した事業系廃棄物の3Rの ルールづくりに取り組んでいく。

また、排出事業者を対象にした講習会等で、例えば、雑紙の回収等の紙資源の 有効利用や電子機器類のリサイクルに関する情報提供をするなど意識向上に努 めていく。

さらに、適正処理を確保しつつ、効率的にリサイクルを促進するため、現行の 制度の合理化と運用の見直しも含め、検討していく。

(2) 区市町村のリサイクルの取組促進

一般廃棄物対策においては、各区市町村の 取組を尊重しつつ、それぞれに共通する様々 な課題について、情報の共有をしながら対応 していくことが重要である。そのため、ごみ の組成の中でまだリサイクルが可能なものに ついて、区市町村の更なる資源化の検討を促 進していく。

ア 容器包装リサイクル

東京都は、区市町村によるリサイクルが一層進むよう、効果的な分別収集を促進していく。

イ 小型家電リサイクル

廃小型家電等は貴重な金属資源を多く含む「都市鉱山」と言われている。

東京都は、この「都市鉱山」を最大限に活用するため、都民の排出機会の多様化を図るなど、 更なる回収量の増加や適正なリサイクルの確保を支援していく。

表 2 区市町村における小型家電回収の 実施状況

200 DO					
	実施自治体数	回収実績			
都内	55 (89%)	5, 026 t			
全国	754 (43%)	23, 971 t			

※実施自治体数は 2015 年 4 月現在、回収実績は 2014 年度 環境省アンケートによる。都内実績は都が推計

参考: 小型家電リサイクル法の掲げる目標 全国回収量: 14 万トン (2015 年度実績) 1 人当たり約 1 kg→都内換算: 約 1.35 万トン



写真 1 コンゴ民主共和国のコバルト 鉱山で鉱石の選定をする子ど もたち

©Amnesty International 資源の採取に伴う様々な人権問 題も世界的な課題となっている。

ウ その他

ペーパーレス社会の中で紙資源等の分別に関する意識を高めるため、訴求力のある広報のあり方の検討をするとともに、雑紙のリサイクルなど更なる資源化に積極的に取り組む自治体の先進事例について、区市町村と情報共有を進めていく。また、食品廃棄物に関して、食品リサイクル法に基づく排出事業者の取組を更に促進していく。

(3) 最終処分場の延命化

今後、新たな埋立処分場の空間を確保することは困難であり、現在の処分場をより長く大切に使っていく。

ア 焼却灰のリサイクル促進

焼却残さの処理方法として、以前は埋め立てていた焼却灰の再生利用を推進している。区部においては、一般廃棄物の焼却灰のセメント原料化や土木資材等として再生利用する溶融スラグ化に取り組んでいる。また、多摩地域では、同じく一般廃棄物の焼却灰をセメント原料としてリサイクルするエコセメント化や溶融スラグ化を行っており、最終処分量の大幅な削減に役立っている。東京都は、エコセメントを使用したコンクリート製品等の更なる利用促進に向け、東京都が発注する工事においてはエコセメントを用いたコンクリート製品の使用を原則としているほか、広域的な PR などの支援を行っていく。また、広く灰のリサイクルに関する技術を調査研究し、更なる利用促進に向けて、情報発信を行っていく。

イ 東京都の設置する埋立処分場の適切な管理運営

埋立処分場の環境負荷及び維持管理のための負担を最小限に抑えることが 重要である。そのため、引き続き、2016 年度改訂予定の廃棄物等の埋立処分計 画に基づき、埋立処分場の計画的使用と延命化に努めるとともに、処分場から の浸出水処理等の環境対策を着実に実施していく。また、より一層の埋立処分 量の削減を図るため、区と連携を図り、埋立処分場の現状や課題を区民に周知 することにより、ごみの減量に資する行動を働き掛けていく。

(4) エネルギー利用の促進

低炭素なエネルギー源を生み出す都市インフラとしての廃棄物処理施設を最 大限有効活用できるよう、継続的な技術力の向上を図っていく。

そのため、東京都は、区市町村の施設の更新等に合わせた技術的な支援にとど まらず、廃棄物発電の高効率化などソフト面を合わせた助言も行っていく。また、 主にマテリアルリサイクルが困難な古紙やプラスチックを原料とした固形燃料 (RPF) は、燃焼時に高効率で化石燃料の代替となるため、有効な資源化の手 法の一つであることを周知していく。

さらに、バイオマス発電や熱回収についても、先進事例や技術動向を把握した 上で、情報発信等を行っていく。

(5) 循環的利用・廃棄物処理システムの最適化に向けた取組

事業系廃棄物に関しては、小規模な排出事業者が資源の分別排出に取り組もうとすると、収集運搬コストが増大する可能性が高いことから、資源化が進んでいない。

産業廃棄物のリサイクルを推進するために、再生利用指定制度がある。東京都は、これまで建設泥土、コンクリート塊、廃ペットボトルについて、再生利用指定を行ってきている。

東京都は、引き続き再生利用量の拡大に向けた取組を推進していく。そのため、 再生利用指定制度の活用や、民間活力を最大限活用した静脈物流効率化を可能と する制度の合理化や運用の見直しを検討し、リサイクルの更なる促進を図っていく。

「みんなが参加する」より高度な循環型社会に向けたモデル事業 2015 年度

提案者:日本環境設計株式会社

内 容: お台場のオフィスや商業施設で、PET ボトルの回収から再製品化までのリサイクルループ構築、ワークショップを通じた事業系廃棄物の共通分別ルール・表示の設定等、消費者・企業参加型のリサイクルを実施

⇒ お台場 (港区エリア) で、PET ボトルの回収から再製品化までのリサイクルループを構築する 施策の一環として、アクアシティお台場で親子向けイベントを開催し、オリジナルマグカップの 作成等を通じて、参加親子のリサイクル意識の向上を図った。

また、お台場のオフィスや商業施設の社員が参加してワークショップを実施し、事業系廃棄物の共通分別ルール・表示のあり方等を議論した。その結果を踏まえ、新たに作成したごみ箱を実際に設置し、当該デザインの効果を検証した。



モデル事業で発案したデザインごみ箱(港区お台場)

宅配便を活用した事業所から排出されるパソコン・小型家電等の効率的な回収モデル事業 2015 年度

提案者:リネットジャパン株式会社

内容:宅配便の配送網を利用し、事業系小型家電を効率的に回収しリサイクルを実施

⇒ 少量しか発生しない廃小型家電の処理は、処理費に占める運搬費の割合が高く、一定量が集まらないと処理費用が高くなってしまう。そのため、宅配回収による小口回収システムを構築した。本モデル事業での回収台数は、計 21,016 台で、そのうちパソコンは 12,468 台、携帯は 1,192 台、その他は 7,129 台だった。

こうした今年度のモデル事業の成果を踏まえ、今後の事業系小型家電回収のあり方を検討していく。



小型家電 (携帯電話)



小型家電(パソコン)

廃棄物の見える化の推進による事業者や市民を巻き込んだ資源循環型都市と 静脈物流の効率化による低炭素都市の実現モデル事業 2015 年度

提案者: Save Earth Foundation

内容:計量管理システムによる廃棄物の管理、見える化による排出事業者の意識改善、

データ活用による資源賦存量の推計、効率的な

回収の可能性の検討など

⇒ 参加事業者のビル、店舗等に計量管理システムを 導入するとともに、廃棄物組成調査を実施した。

排出事業者が自らの廃棄物の性状や量などを把握することで、排出事業者の意識の向上を図ることができた。

また、これらのデータを地域ごとに集約し、地域 における資源賦存量の推計を行った。今後、参加事 業者を増やし、きめ細かな資源賦存量の把握に努める。



計量器

4 廃棄物の適正処理と排出者のマナー向上

廃棄物の処理過程や資源循環のプロセスにおいては、環境汚染が生じることのないよう、不法投棄や不適正処理を防止することが重要である。そのため、廃棄物の排出者である都民の意識向上と排出事業者責任の徹底を図っていく。

(1) 有害廃棄物等の適正処理

廃棄物の処理・リサイクルに当たっては、とりわけ環境リスクを低減するため、 不適正な処理により、有害物質の環境中への放出がないよう、確実な処理を徹底 する。

ア 水銀含有廃棄物

水銀含有廃棄物の排出方法の周知徹底、搬入物検査の強化等により、焼却施設への搬入を防止することが必要である。また、施設の適正な運転管理等により、焼却施設からの水銀の排出を防ぐことが重要である。

そのため、引き続き、区市町村に対し、家庭から排出される蛍光管等の水銀使用製品の分別収集の拡大や、医療機関などから排出されるものの分別収集を促していくことで、水銀の環境中への拡散を可能な限り抑制する。

なお、東京都の処分場に関しては、期限を定めて、廃蛍光管等の埋立てを終了する方向で検討していく。

表3 都医師会による自主回収の状況

年度	血圧計 (本)	体温計 (本)	その他 (kg)
2012	2, 592	4, 378	3. 6
2013	1, 555	2, 002	3. 5
2014	1, 513	1, 438	2. 2



写真3 回収された水銀血圧計

また、区市町村、民間施設に対して「水銀に関する水俣条約」の採択に対応し、 水銀含有物を廃棄物として処分する際の水銀の排出抑制、焼却施設等への搬入防 止、施設の適正管理等に関する技術的支援を行う。

イ PCB 廃棄物

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成 13 年法律第 65 号)により処理の完了期限が定められている PCB 廃棄物の早期処理を引き続き促進していく。

期限内に処理を完了させるため、都内のPCB含有機器の使用・保管の実態について調査を行い、東京都への届出や処理を行うまでの適正保管、期限内の処理の指導を徹底する。また、解体工事等における紛失や不適正処理を防止するため、使用・保管事業者、発注者や元請事業者等への普及啓発などにより、それぞれの責任を明確に自覚させる。

微量 PCB 廃棄物については、引き続き 分析及び処理費用の支援をすることで中小 事業者の負担を軽減し、適正かつ円滑な処 理を進める。

表 4 微量 PCB 分析費用助成金制度 申請実績

年度	分析(台)	処分(台)
2012	519	90
2013	457	261
2014	627	895

ウ 廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物

インフラが更新時期を迎えて多くの解体工事が行われる状況が続いていることから、引き続き、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の適正処理が必要である。そのため、解体工事への立入検査等を通じて発注者や元請事業者等への指導を行っていくほか、とりわけ、廃石綿等の適正処理を図るため、東京都の埋立処分場での受入れを継続していく。

エ 適正処理困難物・危険物等

有害・危険物等の処理が困難な廃棄物や引火・感染等の危険を伴う廃棄物は、排出量は少ないが、不適正な処理がなされた場合、人の生活環境や自然環境への影響は大きい。家庭系危険ごみ等の適正処理を推進していく必要がある。

そのため、これまで処理されずに保管されている適正処理困難物、有害・危険物等が速やかに処理されるよう既存の適正処理方法を改めて周知するとともに家庭や中小事業所で処理が困難なため保管されている廃棄物を洗い出し、廃棄物処理法上の取扱いを整理・検討していく。





写真4 不燃ごみセンターに 集められた危険物

(2) 区市町村への技術的支援の強化

東京都は、区市町村によるリサイクルや適正処理の徹底が一層進むよう、分別 収集の促進、リサイクル施設の整備等に対する技術的支援を行っている。

引き続き、一般廃棄物会計基準の導入や更なる資源化、有害廃棄物対策、施設の高効率化・最適化等に関する技術支援の充実を図っていく。特に、今後集中する多摩地域の廃棄物処理施設の建替え時の安定的な処理を確保するため、広域的な相互支援体制の構築に向けた調整を行っていくとともに、島しょ地域については、ごみの減量化や更なる適正処理に必要な施設の整備促進に向け、継続的に支援していく。

(3) 超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システム構築の促進

超高齢化・人口減社会において、遺品整理・不用品回収等、家庭から生じる廃棄物に関して、処理体制や行政サービスに新たな課題が生じている。

今後は、重量がある廃棄物の搬出を支援するなど高齢な排出者に負担の少ない処理方法の検討や地域の実情に応じた適正処理の取組を進める必要がある。

具体的には、遺品整理に伴う不要物、引越ごみ、在宅医療廃棄物等、家庭から 生じる廃棄物に関して処理体制に課題があるものについては、区市町村との連携 の下、関係者間で現在取り組んでいる先駆的事例の継続的な情報共有、意見交換 等を実施し、超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システムを構築する。

また、一般廃棄物の収集運搬業の許可を持たない違法な不用品回収業者対策 についても、各自治体が主体的に取り組むよう促していく。

さらに、在宅医療廃棄物の適正処理に向けた取組を継続していくため、区市町 村と薬剤師会等との今後の費用負担のあり方について更なる検討を行っていく。

我。						
年度	参加店舗数累計	容器回収実績	摘要			
2002	約 300	465 本	杉並区・練馬区の2区でモデル事業開始			
2005	約 3, 600	約 30,000 本	23 区及び多摩地域の全域に拡大			
2013	約 4,000	約 111, 000 本				

表 5 都薬剤師会による使用済み注射針の回収状況

都薬剤師会加盟薬局 約 4,400 店舗 東京都薬剤師会提供データより東京都が作成

(4) 海ごみ発生抑制等散乱防止・街の美化

伊豆諸島及び小笠原諸島における海岸漂着物について、東京都は、海岸漂着物対策推進計画に基づき、処理に関する技術支援を継続して進めるとともに、陸域からの生活ごみと海岸漂着物との関係性に着目し、廃棄物の排出マナー向上のための普及啓発等により、海をはじめ、奥多摩、高尾山等の山や川などのレジャースポットでのごみの散乱防止、清掃活動等の美化活動を推奨していく。

また、東京 2020 大会の開催も見据え、東京を訪れる観光客にも分かりやすい、 公共空間における東京のごみ出しルールやマナーと資源循環の取組を分かりや すく示していく。

さらに、都内の主要繁華街における公共空間の美化活動を促進するため、事業者や区市町村と連携しながら、新たなスタイルを検討・実施し、「世界一の都市・東京」にふさわしい、来街者が気持ちよく過ごすことができる清新な都市空間を創出する。これにより、都民の意識向上を図っていく。

【コラム】 深刻な海ごみの問題

東京のポイ捨てが、

太平洋の 海ごみになっている。

街で発生したごみが、雨や風に流されて河川や水路等に入り込み、 やがて海まで流れ出て「海ごみ」となっています。

海ごみ対策はじめませんか & TOKYO



海ごみの原因となるポイ捨てをしないよう 呼びかける東京都のパンフレット

現在、世界的な海洋汚染問題の一つとして、ペットボトルやレジ袋、粉々になった微細なプラスチック(マイクロプラスチック)等のごみの漂流が指摘されており、海洋生物がこうした漂流ごみをエサと間違えて食べてしまうなど、生態系への影響が大きく危惧されている。

2015年6月にドイツのエルマウで開催されたG7サミットの首脳宣言では、「海洋環境の保護」といった観点から、海ごみ問題に関する国際社会の連携が初めて盛り込まれた。

海を漂流し海岸に流れ着いたごみの大半は、私たちの生活から排出されたごみであり、市街地 を流れる河川を通じて海へ流出することが主な原因である。「海ごみ問題」を解決するためには、 日常において私たちがごみを適正に管理することが重要となる。

(5) 古紙持ち去り対策

集積所に出された古紙などを無断で持ち去る行為(持ち去り)がいまだに発生しており、2011年6月に取りまとめた「古紙持ち去り問題根絶に向けた取組」に基づき、持ち去り行為の根絶に向けて、引き続き区市町村の取組を支援していく。

住民の信頼に応えるためにも、区市町村における古紙持ち去り禁止に関する条例の制定、業界団体と連携した GPS による古紙持ち去りルートの解明、違反者への指導や刑事告発等、実効性の高い具体的な取組を支援していく。

(6) 生活排水処理対策

東京都は、引き続き、下水道未整備地域における合併浄化槽の普及を促進するとともに、区市町村と連携して法定検査の受検等適正な維持管理が行われるよう設置者に指導を行っていく。また、島しょ地域におけるし尿処理について、し尿、浄化槽汚泥、生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源化を図ることを促進していく。

(7) 不適正処理の防止

近年の産業廃棄物の不適正処理は、悪質かつ巧妙化しており、不法投棄の撲滅には至っていない。

大規模な不法投棄件数は減少傾向にあるが、今後も東京 2020 大会開催に伴う施設整備や高度成長期に整備された大量の施設の更新時期を迎えて解体工事の多い状態が続くと見込まれるため、引き続き指導等に取り組んでいく。

また、近年、廃家電等の違法輸出が懸念されている。今後も、廃棄物の不適正 処理の防止を徹底する必要がある。

ア 行政処分の徹底、広域連携等による抑止

違反行為及び欠格要件該当者に対して許可の取消し、事業停止等の行政処分を厳正に行うことで、処理事業者の不適正処理を抑止する。また、産廃スクラム 32 において、不適正処理の未然防止等に係る自治体相互の情報交換や広域的な連携を強化するとともに、悪質化、巧妙化している不法投棄等については関係機関と連携して厳正に対処していく。

イ 不法投棄等不適正処理対策

発生段階からの不法投棄対策として建設解体工事現場への立入指導を引き続き実施し、排出事業者責任の周知や適正処理の徹底を広く浸透させていく。また、残置された廃家電、粗大ごみ、有害物質の適正処理に係る指導に関連部署と連携して取り組んでおり、引き続きこれらの指導を徹底していく。

また、違法な不用品回収業者を利用することが環境汚染の原因につながるおそれがあることや高額請求の被害者となるおそれがあることを、広く都民に広報するとともに、違法な収集を行う不用品回収業者、不適正な処理を行う金属スクラップ業者等への立入指導を強化し、違法な処理の駆逐を図る。

【コラム】 不適正処理対策

■水際での有害廃棄物等の不適正処理対策

電気機器等の廃棄物が、有害物質を除去しないまま重機等で圧砕後、有価スクラップと称して海外に輸出され、国内外の環境汚染の原因となることがある。クリーンな都市東京を世界に発信するためにも環境汚染の原因を輸出しないため、これまでの不法投棄・不適正処理の指導に加え、違法な処理を行う金属スクラップ業者などに対して立入調査を行い、適正処理の指導を行っている。

■不法投棄等不適正処理の未然防止対策

不法投棄件数の約7割は建設系廃棄物であることから、その発生元である建設解体現場への立 入調査を行い、不法投棄等の未然防止を行っている。

■路上調査

産業廃棄物は広域に移動することから、関東甲信越・福島静岡地区の自治体で構成する「産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会」(通称:スクラム32)を設立し、情報交換や産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査をはじめとする不適正処理防止対策に連携して取り組んでいる。



金属スクラップヤード



不法投棄撲滅に係る普及啓発ポスター



建物解体現場



一斉路上調査

5 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

健全な静脈ビジネスの発展のためには、適正処理の徹底にとどまらず、環境に与える負荷を少なくする取組を行っている産業廃棄物処理業者・都民が安心して処理を託すことができる資源循環ビジネスが市場で適正な評価を受け、受注機会拡大のインセンティブとなる取組が必要である。

また、廃棄物等は都民生活や事業活動から休むことなく排出されることから、将来 にわたって安定的かつ継続的に適正処理される必要があり、そのための処理施設整備 や廃棄物処理に携わる人材育成を継続的に行っていく。

(1) 第三者評価制度の普及促進

東京都は、2009 年度から、産業廃棄物の適正処理、資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている事業者を、第三者評価機関が評価する制度を導入し、257 事業者が認定を受けている(2016 年 3 月末現在)。

東京都は、排出事業者に対して、講習会等の機会を活用して制度を周知するとともに、環境配慮契約が定着するよう働き掛けていくなど、優良業者が選ばれやすくなるという第三者評価制度本来の趣旨が生かされるよう、引き続き検討していく。

また、国の優良性評価制度の見直しに合わせて整合を図っていく。

──────────────── 認定		業の区分			
区 分	業者 数	専門性 (感染性廃 棄物)	収集運搬業 (積替え保管を除 く)	収集運搬業 (積替え保管 を含む)	中間処理業
産廃エキスパート	165	29	77	83	81
産廃プロフェッショナル 産廃プロフェッショナル	92	15	65	26	24
計	257	44	142	109 **** の ヘミノ は	105

表 6 認定事業者数(2016年3月末現在)

⁽注)複数の業の区分の認定を受けている業者があるため、認定業者数の合計は整合しない。

(2) スーパーエコタウン事業に関する情報発信

東京都は、廃棄物問題の解決と環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、東京臨海部において、民間事業者が主体となった廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めている。

今後、新規施設の稼働に伴い、都内産業廃棄物の中間処理のスーパーエコタウンでの処理率を向上させるとともに、スーパーエコタウンの現状や循環型社会づくりについて、正しく理解される必要がある。

そのため、スーパーエコタウン事業者による先進的な技術を駆使した処理及び 再資源化について、引き続き見学会を通じて情報を広く発信し、廃棄物を排出し ている都民や事業者の都内の事業活動を支える産業廃棄物の処理に関する理解 を深めるとともに、排出事業者が先進的な取組を評価し、優良事業者を選択する 機会とする。

(3) 社員教育・研修機会の提供等

東京都は、産業廃棄物管理責任者として排出事業者の責任に関する知識や理解を深め、その責務が果たせるよう人材育成を目的として開催される産業廃棄物管理責任者講習会を支援している。また、適正処理に関する出前講座も実施している。

引き続き、排出事業者を対象とした社員教育・研修の機会提供等に取り組んでいく。こうした講習会・出前講座などにおいて、法令等の最新の情報や不適正処理事例などを周知するほか、再生品利用を働きかけていく。

さらに、廃情報機器や機密書類からの情報漏えいを防止しつつ、適正に処理するための取組状況についても周知していく。

一方、産業廃棄物処理業者に対しても、日々の適正処理の徹底を目的に、廃棄物関連法令の解説を主とした講習会を開催している。引き続き、廃棄物関連法令に関する正しい知識の定着を図るとともに、持続可能な資源利用に寄与する優れた取組を推進することによって、健全で信頼される静脈産業の発展に向けた支援策を講じていく。

(4) 共同技術研究の実施

3 R施策や適正処理を促進し、静脈ビジネスの発展を促すには、廃棄物処理技術及びリサイクル技術の高度化が不可欠である。各分野の専門化、細分化が進む中、東京都が研究成果の実装を想定した産学公連携による共同技術研究調査等を実施していくことは重要である。

そのため、東京都環境科学研究所を積極的に活用するなど、産業界、大学、研究機関等と連携し、それぞれの強みを相互に生かした共同技術研究調査等を実施していく。

6 災害廃棄物対策

東日本大震災及び伊豆大島土砂災害における災害廃棄物処理の経験を踏まえ、区市 町村の災害廃棄物対策支援を継続するとともに、関係自治体及び関係団体との連携体 制を構築していく必要がある。

そこで、東京都は、2016 年度に、首都直下地震を想定した「東京都震災がれき処理マニュアル」(2012 年度改定)を抜本的に見直し、震災だけでなく自然災害全般の非常災害における災害廃棄物の処理方法等をまとめた「東京都災害廃棄物処理計画」を策定する。

処理計画に追加すべき災害廃棄物処理に関する事項は次のとおりである。これまで の経験を踏まえ、これらの事項を施策の柱とし、内容を検討していく。

(1)災害廃棄物の減量その他その適正な処理の確保、生活環境の保全等 の措置に関する事項

例:災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生に関すること

- (2) 災害廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項例:自治体間及び事業者間の連携・協力に関すること、区市町村で災害廃棄物処理に著しい支障が生じた場合における、地方自治法に基づく都道府県への事務委託に関すること
- (3)産業廃棄物処理施設の整備に際し非常災害に備え配慮すべき事項例:災害廃棄物の処理を想定した、施設処理能力の把握や施設情報の区市町村との共有に関すること

東京都は、区市町村が災害廃棄物処理計画を策定できるよう、これまでのがれき処理に関する知見の情報共有や震災がれき処理マニュアル策定済みの区市からのノウハウ提供などの支援を継続するとともに、区市町村による、各ブロック内での相互支援体制の構築等に関して、技術的支援を行っていく。

また、2014年3月に国が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、「東京都地域防災計画」と整合を図りながら災害廃棄物処理計画を策定する。なお、策定に当たっては、都内における処理可能量の総量を把握するとともに、都内及び近隣自治体との広域連携を踏まえた処理フロー、再生資材活用方法等を検討していく。

さらに、平時から「関東地域ブロック行動計画」策定に関与し、ブロック内での広域的な処理に備えておく。また、災害廃棄物の運搬、中間処理等について、施設の強じん化も含め、東京都のみならず区市町村と民間事業者との連携・協力体制を整備しておく。

表7 東京都が実施した広域処理実績

公・				
	搬入先	災害廃棄物の種類	実績量	(トン)
	清 掃 工 場	可燃性廃棄物		31, 428
東日本大震災 (8 市町)	民間破砕施設	混合廃棄物(建設混合、廃機械・機器 類、廃プラ系、漁網系)、廃畳		136, 462
		NOT SEE THE MINISTER SEE	合計	167, 887
	清 掃 工 場	可燃性廃棄物		3, 630
大島町	民間破砕施設	廃木材、建設混合廃棄物、廃畳・布団、 廃タイヤ		7, 906
			合計	11, 536

■東京湾北部地震における発生がれき推計量と仮置場の確保

発生がれき推計量: 4, 289 万トン ※2012 年 4 月東京都総務局 東京湾北部地震(冬の夕方 18 時発生と想定) 仮置場必要面積推計: 1, 825ha、選定済候補地: 210ha ※2014 年 3 月東京都総務局

■都内自治体のがれき処理マニュアル策定状況

策定自治体数:8(2013年9月)→17(2015年2月、策定中/策定済)

※区部・多摩 53 区市町村のうち

> 主要な施策とスケジュール

	2016年度	2017年度~2020年度
	28年度	29年度~32年度
⊕ 1 資源ロスの削減		
・食品ロスの削減	先駆的企業やNGO、自治体と連	携しながら、普及啓発等を推進
		<u> </u>
・使い捨て型ライフスタイルの見直し(リュース容器、レジ袋対策等)	リユース食器使用ガイドライン策策 レジ袋協議会等立上げ・協定締結	
・その他(建築物の長寿命化、紙資源 のロスの削減、家庭ごみ有料化にむけ た議論促進)	チラシ・ダイレクトメール等の発生	抑制に向けた意識啓発等
・ (2 エコマテリアルの利用、持続可能な記	凋達の普及促進	
・建設工事におけるエコマテリアルの普及促進(持続可能な木材利用、再生砕石・再生骨材コンクリート及び建設泥土改良土の利用促進等)	定、再生資材の利用促進、関係	用促進、建設泥土改良土の利用ルール策 者との協議等
・持続可能な調達の普及	情報収集・検討	中小企業に対する情報発信
 63 廃棄物の循環的利用の更なる促進((高度化•効率化)	
・事業系廃棄物のリサイクルルールづく	リサイクルのルールづくり	普及
・事業系廃棄物のリサイクルルールづくり	リサイクルのルールづくり	普及
	リサイクルのルールづくり	普及
	公园山东伊华马西华宁	普及 分別収集 促進計画策定・ 実施等
り ・区市町村のリサイクルの取組促進(容器包装リサイクル、小型家電のリサイク	分別収集促進計画策定 (2016年度)·実施 等	分別収集 促進計画策定・
り ・区市町村のリサイクルの取組促進(容器包装リサイクル、小型家電のリサイクル) ・最終処分場の延命化(焼却灰のリサイクル促進、都の設置する埋立処分場	分別収集促進計画策定 (2016年度)·実施 等 埋立処分計画策定(2016 年度)·推進等	分別収集 促進計画策定・ 実施等
り ・区市町村のリサイクルの取組促進(容器包装リサイクル、小型家電のリサイクル) ・最終処分場の延命化(焼却灰のリサイクル促進、都の設置する埋立処分場の適切な運営管理) ・その他(エネルギー利用の促進、循環的利用・廃棄物処理システムの最適化	分別収集促進計画策定 (2016年度)·実施 等 埋立処分計画策定(2016 年度)·推進等	分別収集 促進計画策定· 実施等

	2016年度	2017年度~2020年度
	28年度	29年度~32年度
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	-向上	
・有害廃棄物等の適正処理(水銀使用製品廃棄物、、PCB廃棄物、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物、適正処理困難物・危険物の適正処理)	PCB廃棄物の期限内早期処理の 立入検査等による解体工事関係	
・超高齢化・人口減社会に対応したごみ処理システム構築の促進		
・海ごみ発生抑制等散乱防止・街の美化(主要繁華街で美化活動を推進)	公共空間の美化活動に関する 実証事業・検討会	普及
・不適正処理の防止	立入指導・不適正処理対策、厳正	な行政処分、広域連携等
・その他(古紙持ち去り対策、区市町村 への技術的支援の強化、生活排水処 理対策)	区市町村における古紙持ち去り 合併浄化槽の普及促進等	禁止に関する条例制定の支援、
	Ę	
・第三者評価制度の普及促進	制度の改善・促進策等検討	→
	普及	
・スーパーエコタウン事業に関する情報	新施設建設	
発信	見学会開催等情報発信	
・その他(社員教育・研修機会の提供 等、共同技術研究の実施)	産業廃棄物管理責任者講習会	や適正処理に関する出前講座の活用等
5 災害廃棄物対策	•	'
・首都直下地震等に備え、東京都災害	計画策定に向け 計画策定	区市町村における

> 付属資料

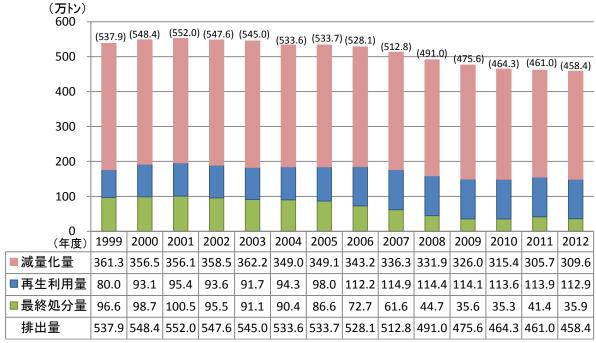
1 廃棄物処理の現状

- (1) 一般廃棄物の現状 (2012 年度)
 - 一般廃棄物排出量:約 458 万トン(全国 4,523 万トンの約 10%)
 - ・都内の1人1日当たりごみ排出量:約957g/人・日(全国平均964g/人・日)
 - 最終処分量:約36万トン(全国465万トンの約8%)
 - ・総資源化量:約106万トン(全国926万トンの約12%)
 - 再生利用率:約23.2%(区部:18.1%、多摩部:37.5%、島しょ部:11.1%)(全国20.5%)

表1 3 Rの取組ベスト3

	人口 1	0万人未満		人口 10 万人以上
リデュース	清瀬市	701g/人日	小金井市	637g/人日(全国第1位)
(1人1日当たりのごみ	狛江市	736g/人日	日野市	696g/人日(全国第3位)
排出量)	東大和市	751g/人日	西東京市	710g/人日
リサイクル	清瀬市	38.0 %	小金井市	51.8%(全国第1位)
(再生利用率)	狛江市	37.8 %	調布市	49. 2%
	羽村市	37.7 %	三鷹市	46. 3%
エネルギー回収	板橋工場	515.91 kWh/ ト	ン	
(ごみ処理量当たりの	足立工場	489.67 kWh/ ト	ン	
発電電力量)	中央工場	488.50 kWh/ ト	ン	
全国 221 kWh/トン	区部平均	412.15 kWh/ ト	ン	
清掃工場所内消費率	千歳工場	29.6%		
(発電時の所内消費電	墨田工場	32. 1%		
力÷発電電力量)	中央工場	34.8%		
	区部平均	55.6%		

(出典:東京都区市町村清掃事業年報、東京 23 区一部事務組合清掃工場等作業年報より東京都作成)



(出典:東京都区市町村清掃事業年報)

図 1 一般廃棄物処分方法別推移

(2) 産業廃棄物の現状(2012年度)

【排出量】

- 産業廃棄物総排出量: 2,357 万トン(2011 年度2,375 万トンから0.8%減少)
- 業種別排出量:

上下水道業 1.378 万トン (総排出量の 58.5%)

建 設 業 817 万トン (同 34.7%) 製 造 業 99 万トン (同 4.2%)

- ※ また、上下水道業を除く排出量(979万トン)で見ると、建設業から排出される廃棄物が 83.5%を占めている。
- 種類別排出量

汚泥 1,669 万トン (総排出量の70.8%)

汚泥の内訳:下水道汚泥 1,324 万トン(同 56.2%)

建設汚泥 244 万トン(同 10.3%)

上水汚泥 54 万トン(同 2.3%)

がれき類 480 万トン(同 20.4%)

※ また、上下水道業を除いた排出量 11,055 千トンで見ると、汚泥が 2,927 千トン(上下水道業を除いた排出量の 26.5%)、がれき類が 5,868 千トン(同 53.1%)となっており、この 2 種類で全体の 79.6%である。

【最終処分量】

- 最終処分量 88 万トン(総排出量の 3.7%)
- 業種別最終処分量

建設業 44 万トン (最終処分量の 49.7%)

製造業 24 万トン(同 27.1%)

上下水道業 10 万トン(同 11.9%)

• 種類別最終処分量

ガラス・陶磁器くず 32 万トン(最終処分量の36.1%)

混合廃棄物 14 万トン (同 16.4%)

がれき類 11 万トン(同 12.0%)

【再生利用量】

- ・再生利用量 719 万トン(総排出量の30.5%)
- 種類別再生利用率

金属くず 98.8%

がれき類 95.9%

鉱さい 93.3%

【都内処理量】

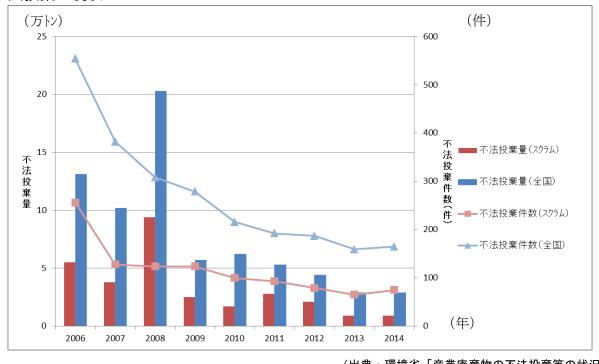
- ・都内中間処理量 1,700 万トン(中間処理量 2,325 万トンの 73.1%)
 - ※ 上下水道業を除いた中間処理量 957 万トンについて見ると、都内で中間処理されている量は 332 万トン(上下水道業を除く中間処理量の 34.7%)となる。
- ・都内最終処分量 14 万トン(最終処分量88 万トンの16.0%)
 - ※ また、上下水道業を除いた最終処分量 77 万トンのうち、都内で最終処分されている 量は4万トン(同5.6%)となっている。



(出典:東京都産業廃棄物経年変化実態調査報告書)

図2 産業廃棄物処分方法別推移

・不法投棄の現状



(出典:環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況」)

図3 不法投棄量の推移

・スーパーエコタウン事業の概要

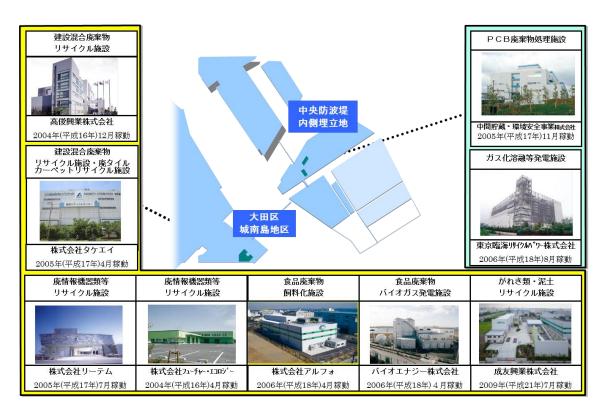


図4 稼働中の施設一覧

表2 整備中の施設一覧

公募時期	第 3 次公募 (2013 年 9 月公募・12 月決定)		第 2 次公募 (2006 年 5 月・7 月決定)
事業者名	(株)アルフォ・イー 成友興業(株)		S. P. E. C(株)
事業内容	食品廃棄物	埋設廃棄物・汚泥	埋設廃棄物等
学术的 位	飼料化・バイオガス発電施設	リサイクル施設	リサイクル施設
基本協定締結	2014年1月	2014年1月	2006 年 8 月
施設稼動予定	2017 年 4 月	2016年11月	2017年3月

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(抄)

(都道府県廃棄物処理計画)

- 第5条の5 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物 の減量その他その適正な処理に関する計画(以下「廃棄物処理計画」という。)を 定めなければならない。
- 2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
 - 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
 - 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
 - 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
 - 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法 (平成5年法律第91号)第43条 の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県廃棄物処理計画の達成の推進)

第5条の6 国及び都道府県は、廃棄物処理計画の達成に必要な措置を講ずるように 努めるものとする。

あ行

一般廃棄物(p.7) 産業廃棄物以外の廃棄物のこと。本計画では、一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物とに区分している。

一般廃棄物会計(p. 32) 地方公共団体が行う事務・事業全般に係る公会計とは別に、一般廃棄物の処理に関する事業のみを切り出したものをいう。

海ごみ(p.10) 海岸に打ち上げられたごみを「漂着ごみ」、海面や海中を流れに乗って漂っているものを「漂流ごみ」、海底に沈下して堆積したものを「海底ごみ」と言い、これらを合わせて「海ごみ(海洋ごみ)」という。

エコラベル(p. 26) 商品が販売されるまでに既に発生している環境負荷のデータや、使用時の環境負荷に関する情報、環境負荷を低減するための廃棄時の注意事項や取扱方法など、環境側面に関する情報を消費者に分かりやすく伝えるためのシンボル、図形等のこと。

エコセメント(p. 7) 焼却灰等を主原料として製造されるセメントのことであり、日本工業規格 (JIS) に定められている。都内には、多摩地域の清掃工場から排出される焼却灰を受け入れるエコセメント化施設が東京たま広域資源循環組合で整備されている。

か行

海岸漂着物 (p. 10) 海岸に漂着したごみそのほかの汚物又は不要物をいう。

海岸漂着物対策推進計画(p.33) 海岸漂着物の円滑な処理及び発生の抑制を図ることを目的とした美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法:平成 21 年法律第 82 号)に基づき、東京都は、島しょ地域海岸漂着物対策を総合的かつ効果に推進するため、「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」(2013 年 7 月)及び「伊豆諸島における海岸漂着物対策推進計画」(2014年 6 月)を策定している。

海洋投入処分(p. 24) 1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約 (ロンドン条約)第21回締約国会議において、我が国は、陸上処分を原則とした上で、ロンドン条約で海洋投入が許容されている廃棄物についても、処分量を抑制していくことを表明した。以降、この方針は国際公約となっている。この条約に基づき、海洋汚染防止法で海洋投入処分の規制を行っているが、これまで海洋投入処分が認められていた有機性汚泥や赤泥などは順次陸上処分に移行しており、現在、我が国で海洋投入処分が行われているのは建設汚泥のみである。

合併浄化槽(p.34) し尿とその他の生活排水とを合わせて処理する浄化槽のこと。これに対して、し尿のみの処理を行うものを単独処理浄化槽という。

家庭ごみの有料化(p.7) 本計画では、家庭から排出される可燃ごみ等の全量を対象に、それらのごみ処理に要する経費に対して手数料を徴収する制度のことをいう。2016 年3月現在、多摩地域の22市3町と島しょ1町で、指定袋方式による有料化が実施されている。

関東地域ブロック行動計画(p. 39) 「大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会」において、関東ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び静岡県の範囲をいう。)の災害時の廃棄物対策について、都県域を超えた連携が必

要となる災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携方法等をまとめた計画をいう。

環境配慮契約(p.37) グリーン契約(環境配慮契約)とは、製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のことをいう。環境配慮契約法(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成19年法律第56号))は、国や独立行政法人、国立大学法人、地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目指すものとしている。

九都県市(p. 16) 首都圏の埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の計9自治体のこと。九都県市は、共同で九都県市首脳会議を設置している。廃棄物処理問題については、首脳会議の下部組織として廃棄物問題検討委員会を設置して、首都圏における廃棄物問題の解決に向け、地域間の連携を強化している。

欠格要件(p.35) 廃棄物処理業の許可申請者の一般的適性に関して、法に従った適正な業の遂行を期待できないものを類型化して排除することを趣旨として定めた要件。申請者が欠格要件に該当する場合には許可を受けることができないほか、廃棄物処理業者が欠格要件に該当するに至った場合には許可が取り消される。

建築物環境計画書制度(p. 22) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)に基づき、建築物の新築・増築の際に環境配慮に関する設計内容を記載した建築物環境計画書の提出を計画時・完了時それぞれで義務付けた都の制度をいう。

建設泥土(p. 48) シールド工法によるトンネル工事や杭基礎工事等から発生する泥状のもののうち、含水率が高く、粒子が微細な泥状の土のこと。廃棄物処理法上の汚泥に該当する。なお、「泥状」とは、ダンプトラックに山積みができず、その上を人が歩けない状態をいう。

建設副産物(p.23) 建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品のこと。種類としては、建設発生土、建設発生木材、コンクリート塊などがある。社会資本の更新を迎えるなか、発生量の増加が見込まれている。

広域認定(制度)(p. 15) 廃棄物の処理を当該製品の製造事業者等が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、地方公共団体ごとの許可を不要とする特例制度のこと。

高効率化(p.28) 本計画では、ボイラーの高温高圧化や低空気比燃焼などの技術を用いて廃棄物の持つエネルギーを効率的に回収したり、設備稼働における熱損失を少なくするなどして、投入するごみ量当たりの発電量を増加させること。

鉱石の品位(p.1) 鉱石中に含まれている、目的とする金属の含有量のこと。近年は鉱石の品位低下が見られ、採掘コストや精製に必要なエネルギーが増大している。

さ行

再生利用指定制度(産業廃棄物)(p.29) 廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき、再生利用されることが確実な産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う者を、再生利用を促進するための措置として、都道府県知事が産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を要しない者として指定すること。一般指定と個別指定がある。

再生骨材(p.24) 解体コンクリートからコンクリートに使用されていた砂利、砕石、砂を取り出して、それを新たなコンクリートの骨材としたもの。品質によって、H、M、L の3種類に分けられる。H クラスは普通骨材と同等の品質を有し、M、L となるに従い品質が低下する。

再生砕石(p. 24) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊を破砕・粒度調整したもののこと。路盤材などに再生利用される。

在宅医療廃棄物(p.11) 在宅医療に伴って発生する注射針やチューブ・ビニールパック類などの廃棄物のこと。

雑紙(p. 27) 雑紙とは、家庭から排出される古紙のうち、新聞(折込チラシを含む)、雑誌、段ボール、飲料用パックのいずれの区分にも入らないものを言う。また、オフィスから排出される同様のものは「オフィスペーパー」としている。本計画では、「雑紙」と「オフィスペーパー」の両方を指す。

サプライ・チェーン(p. 3) 原料の段階から製品やサービスがユーザーへ届くまでのプロセスのつながりのこと。

サルベージ・パーティ(p. 20) 家庭で使わない食材を持ち寄り、シェフがその場で食材を組み合わせ、一品料理に仕上げて皆でおいしく食べきるシェアパーティのこと。

産業廃棄物(p.7) 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等20種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

シールド工法(p. 24) シールドマシンと呼ばれる掘削機でトンネルを掘り進みながら、同時に内壁を組み立てていく工法のこと。

資源効率(p.3) EU は、環境への影響を最小にしながら地球の有限な資源を持続可能な方法で使うことと説明している。また、より少ない投入でより大きな価値をもたらすためにより少ないものからより多くを創り出すとしている。本計画では、資源効率の向上とはライフサイクルを通じた省資源化ということとしている。

資源ロス(p.3) 本計画では、資源の無駄遣いという意味合いで用いている。

自然資本(p. 50) 自然資本は、森林、土壌、水、大気、生物資源など、自然によって形成される資本 (ストック) のことで、自然資本から生み出されるフローを生態系サービスとして捉えることができる。

持続可能な生産消費形態(p.3) 1994年にノルウェーのオスロで開催された 「持続可能な消費に関するシンポジウム」によれば、「持続可能な生産並びに消費とは、基本的必要性を満たして生活の質を向上させ、同時に、将来の世代のニーズを脅かさないよう、 そのライフサイクルにおいて、自然資源の使用、有毒物質、廃棄物・汚染物質の排出量を最小限に抑えるような財とサービスの使用である。」としている。

持続可能な調達(p. 3) サプライ・チェーンにおける人権、労働、環境問題等に配慮して原材料、製品等を購入すること。

実装(p.38) 一般には、装置などを構成する部品を実際に取り付けるこという。本計画では、 課題解決していくために必要な技術やノウハウ、仕組みを既存のシステムに組み込むなどし て実用化し、機能させること。

首都直下地震(p. 12) 東京都が公表した「首都直下地震による東京の被害想定」によると、東京湾北部地震及び多摩直下地震を首都直下地震と定義している。想定されるマグニチュードはいずれも 7.3。被害想定の特徴は、最大震度 7 の地域が出るとともに、震度 6 強の地域が広範囲になること、東京湾沿岸部の津波高は、満潮時で最大 T.P.2. 61mであること及び東京湾北部地震の死者が最大で約 9,700 人と想定されている。

循環的利用(p.5) 循環型社会形成推進基本法における「循環的な利用」(再使用、再生利用及び熱回収)のことをいう。

焼却灰のセメント原料化(p.7) 普通ポルトランドセメントの原料として、粘土、石灰石、せっこう、けい石等が使用されるが、この中の粘土の代替原料として焼却灰を使用すること。

消費者教育(p. 15) 消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動のこと。

食品口ス(p.3) 食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。例として家庭における食品ロスは、(1)消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、(2)食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、(3)食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる。

森林認証木材(p.23) 持続可能な管理を行っている森林を対象とした認証を受けた木材のこと。世界自然保護基金(WWF)が中心となって設立した森林管理協議会(FSC)や、日本林業協会などがつくる緑の循環認証会議(SGEC)などの認証がある。

生産年齢人口(p.11) 生産活動に従事しうる年齢の人口のこと。15 歳から 64 歳までの人口がこれに当たる。

た行

第三者評価制度(p. 15) (1)健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展、(2)優良な処理業者の育成と適正処理の推進、(3)排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供を目的として、都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を「産廃エキスパート」・「産廃プロフェッショナル」として評価・認定する制度である。2009 年 10 月から開始された。

適正処理困難物・危険物等(p.32) 処理過程で危険なもの、有害なもの、感染の恐れがある ものなど処理上困難を伴うものをいう。

東京都建設リサイクルガイドライン(p. 23) 東京都建設リサイクル推進計画に定める施策を着実に推進するため、施策ごとの詳細な実施方針等について定める指針として、東京都が策定したもの。最新版は 2011 年 6 月策定された。

東京都建設リサイクル推進計画 (p. 23) 都内における建設資源循環の仕組みを構築するため、公共と民間工事双方を対象とした計画。国の「建設リサイクル推進計画」や「建設リサイクル推進計画(関東地域版)」と相まって、都内における建設資源循環を推進するために策定するもの。最新の計画は 2016 年 4 月策定予定。

な行

熱回収(p. 29) 廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーを回収し、発電や地域冷暖房などに活用すること。

は行

パームオイル(p.1) アブラヤシから採れる安価な植物油。インドネシア・マレーシア等で生産される。

バイオマス発電(p. 29) 木材、動物のふん尿、食品廃棄物など、有機性資源を用いた発電のこと。直接燃焼やメタン発酵などの方法がある。

廃棄物発電(p.16) 廃棄物の燃焼により発生する熱をボイラーで回収して行う発電や、廃棄物を熱分解して発生するガスを燃料とした発電のこと。本計画では、広く廃棄物のエネルギー利用を推進することとしている。

廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物(p. 32) 前者は石綿建材除去事業により除去された石綿などのこと。飛散のおそれがあり、特別管理産業廃棄物に指定されている。後者は工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃棄物であって、石綿をその重量の 0.1 パーセントを超えて含有する産業廃棄物(廃石綿等を除く。) のこと。

微量 PCB 廃棄物(p. 32) PCB を使用していないとする電気機器等であって、微量の PCB に汚染された絶縁油を含むもののこと。PCB の濃度が 0.5ppm を超えた場合は、国が認定する無害化処理施設において処理することとされている。0.5ppm 以下であることが確認できれば、通常の産業廃棄物として処理できる。

フードバンク(p. 19) 食品の品質には問題がないが通常の販売が困難な食品などを、食品メーカー等から引き取って、福祉施設等へ無償提供する活動のこと。

ペーパーレス化(p.7) 紙を使わずに情報や資料をコンピューターなどによって処理・保存するようにすること。

ま行

マンション環境性能表示 (p. 22) 東京都の建築物環境計画書制度において、建築物環境計画書の内容に基づいて東京都が評価し、都内の大規模な新築又は増築マンションの販売広告に、「建物の断熱性」、「設備の省エネ性」、「太陽光発電・太陽熱」、「建物の長寿命化」、「みどり」という5つの環境性能を示すラベルの表示を義務付ける都の制度をいう。

モデル事業(p. 15) 本計画では、2015年3月に策定した「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」で掲げる、①資源ロスの削減の促進、②エコマテリアルの利用の促進、③ 廃棄物の循環利用の更なる促進の3本の施策の柱に即した取組を進めるために、事業者等と東京都が共同で実施している先行的な取組のことを指す。

や行

溶融スラグ(p. 7) 焼却灰を高温に加熱して溶融し、その後冷却して固化したもの。処理過程で高温になるためダイオキシン類を分解でき、また灰に含まれる重金属を封じ込めることができる。舗装用骨材や埋戻材等として利用される。

ら行

ライフサイクル(p.3) 製品の原材料調達から、生産、流通、使用、廃棄に至るまでの全ての過程・サイクルのこと。

リユース容器(p. 21) イベント等で使用される使い捨て容器に替えて使用する、洗って再使用(リユース)する食器やカップ、箸類などの総称のこと。

レアメタル(p. 1) 地球上の存在量がまれであるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属のうち、工業需要が現に存在する(今後見込まれる)ため、安定供給の確保が政策的に重要である金属をいう。

路盤材 (p. 24) アスファルト舗装の下地となる路盤の材料のこと。

アルファベット

- **CDP**(p.3) CDP とは、Carbon Disclosure Project の略称であり、2002 年より投資家を代表して大手企業などに気候変動に関する質問書を送付し、回答を評価し公開しているプロジェクトである。CDP フォレスト・プログラムは、世界中の企業や投資家が森林リスク商品への理解を深めるために設立された。
- **GPS**(p. 34) Global Positioning System (全地球測位システム) は人工衛星を利用して自分が地球上のどこにいるのかを正確に割り出すシステムをいう。
- **ISO**(p. 3) ISOとは、International Organization for Standardization(国際標準化機構)の略称であり、様々な分野の国際規格の作成を行い、国際取引の円滑化等を図っている組織のこと。ISO26000 は、2010 年に発行された、企業の CSR (Corporate Social Responsibility (社会的責任))に関する包括的な規格である。また、そのうち、持続可能な調達が重要であることから、持続可能な調達活動に関する手引きである ISO20400 が、早ければ 2016 年中に発行される見込みである。
- **NGO/NPO**(p. 15) NGO は、Non-Governmental Organization (非政府組織) の略称。NPO は、Non-Profit Organization (非営利法人) の略称をいう。
- **PCB 廃棄物 (p. 31)** PCB (ポリ塩化ビフェニル) 及び PCB が塗布されたものや付着したものなどが廃棄物になったもののこと。 PCB 特別措置法施行令により 2027 年 3 月 31 日までに処理することが定められている。
- RPF(p. 29) 廃棄物由来の紙、プラスチックなどを主原料として、圧縮成形、押出成形などによって固形化した燃料のこと。Refuse derived paper and Plastics densified Fuel の略称のこと。

Sustainable **TOKYO**

